

令和元年12月9日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 みゆき	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	児 玉 憲 司 選 挙 管 理 委 員 会 長
木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長	設 楽 伸 子 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
中 田 隆 行 企 画 創 成 課 長	高 林 雅 彦 財 政 課 長
渡 辺 優 子 税 務 課 長	那 須 清 人 市 民 生 活 課 長
土 田 理 一 建 設 管 理 課 長	斎 藤 利 浩 上 下 水 道 課 長
門 口 隆 太 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長	武 田 伸 一 商 工 推 進 課 長
猪 倉 秀 行 さ くら ぼ 観 光 課 長	後 藤 芳 和 慈 恩 寺 振 興 課 長
片 桐 勝 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 隆 高 齢 者 支 援 課 長
小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長	眞 木 立 子 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
原 田 真 司 病 院 事 務 長	大 沼 利 子 学 校 教 育 課 長
柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長	小 泉 尚 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員	軽 部 修 一 監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

田 宮 信 明 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
齋 藤 晴 光 総 務 係 長	兼 子 拓 也 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第4回定例会
 令和元年12月9日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和元年12月9日(月)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	健康寿命延伸について	(1) 本市の健康寿命延伸に対する施策について (2) 本市におけるがん検診の状況について (3) 健康寿命を支える行政施策の今後の方向性について	9番 古 沢 清 志	市 長
17	防災対策の拡充について	(1) 一次避難場所と二次避難場所の開設と誘導について (2) 中央工業団地の安全な避難場所について (3) 指定避難場所のトイレについて (4) 避難所が無人になった際のカギの所在について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(5) 指定避難場所において物資の確認をする際、地元、自主防災会の立ち合いについて (6) 避難場所のエアコン整備状況について		
18	中小企業振興基本条例の制定について	(1) 中小企業者の位置付けについて (2) 条例に対する本市の考え方について (3) 地域内循環を促進し中小企業に活力を与えることについて (4) 中小企業振興条例の制定について	13番 國井輝明	市長
19	放課後児童クラブの整備計画について	(1) 利用者の状況と今後の整備計画について (2) 学校の再整備計画との関係性について		市長
20	地域の活性化について	(1) 古代ロマンと田代巨石群について (2) 点在する遺跡への散策路整備について	12番 沖津一博	市長 教育長
21	姉妹都市友好交流の考え方について	(1) これまでの友好交流の経過について (2) 友好交流の評価と課題について (3) 現状の認識について (4) 友好交流の考え方（取り組み）について		市長
22	公園の在り方について	(1) 公園の仕分けについて (2) 箇所数とその対応について (3) 維持管理、管理内容について (4) 今後における対策と用途変更などについて		市長
23	寒河江公園の整備と維持管理について	(1) 寒河江公園再整備計画の進行状況について (2) さくらの丘の現状について (3) さくらの丘の維持管理について (4) 寒河江公園の今後について	6番 後藤健一郎	市長
24	新学習指導要領実施に伴う小学校の取り組みについて	(1) 来年度4月から小学校で実施される新学習指導要領の取り組みについて (2) 教員の働き方改革について (3) 「教科書以外の学習」の取り組み		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		について (4) 校務を省力化するICT活用について		
25	高齢者の認知症対策について	(1) 認知症サポーター養成や認知症予防に向けた対策について (2) 徘徊時の早期発見に向けた対策について (3) GPS活用等による認知症高齢者の見守りの取り組みについて	4番 安孫子 義徳	市長
26	小・中学校における携帯電話の持ち込みについて	小・中学校における安全対策という視点から携帯電話の持ち込みについて		教育長
27	新たな姉妹都市構想について	台湾斗南鎮との姉妹都市締結について	16番 阿 部 清	市長
28	文化財の保存について	(1) 市内の指定文化財等の状況について ア 指定・登録文化財の件数 イ 個人で所有・管理している件数 ウ 団体で所有・管理している件数及び団体別の割合 (2) 文化財の継承について ア 管理が出来なくなった文化財の対応 イ 指定・登録されていない文化財の管理 ウ 継承に向けた取り組み (3) 自然災害伝承碑について		教育長

古沢清志議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号16番、17番について、9番古沢清志議員。
- 古沢清志議員 おはようございます。寒政・公明クラブの古沢清志でございます。よろしくお願いたします。
- ことしも残りわずかとなりました。ことしは亥年の年で、統一地方選と参議院選挙が重なる12年に一度の選挙年でありました。

また、本市におきましては、市制施行初めての無投票となりましたが、次回の選挙においては多くの立候補者を期待したいものです。

また、ことしは台風15号、19号、大きな低気圧と、日本の広い範囲で被害があり、視察先に行くにしても大きく迂回して到着したこともありましたが、来年は被害のない年になるようお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

通告番号16番の健康寿命延伸についてお伺い

いたします。

人生100年時代を迎えつつある現在、行政にとっても市民にとっても健康で長生きが目標であり、健康寿命の延伸が課題となっています。

厚生文教常任委員会では、去る10月23日に山梨県庁に健康寿命延伸について行政視察を行ってまいりました。

健康寿命とは、皆さんも御存じであると思いますが、定義を申しますと、日常的、継続的な医療、介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のことです。

山梨県は平成22年以降の平均値において、男女とも全国トップとなっております。ちなみに男性では72.31歳、女性は75.49歳となっております。

我が山形県は、男性71.58歳、全国17位、女性は74.40歳、全国24位という数字となっております。

健康寿命については、食生活や運動習慣等に目が行きがちですが、そればかりではなく、読書や仕事を持つこと、その他友人や近所などで助け合いの気持ちで行動する結いの気持ちを大切に生活や生活習慣病発症・重症化予防、生活及び社会環境の質の向上によるさまざまな要因で健康寿命延伸につながっていると感じてまいりました。

初めに、健康寿命延伸に対する施策として本市ではどのようなことを行っているか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

古沢議員から、健康寿命延伸について御質問いただきましたが、山梨県というのは昔から健康づくり一生懸命なところというふうに聞いておりますし、その伝統というんですか、そういう取り組みが今日まで続いているんだというふうに思っております。

寒河江市におきましては、平成26年3月に健康増進計画として第2次の健康さがえ21というものを策定をいたしました。これは平成26年から令和5年度までの10カ年の計画期間にしているところではありますが、生活習慣病の発症、それから重症化を予防して、生活の質を向上させていくことによって健康寿命の延伸を実現していくという取り組みであります。その計画に基づいてさまざまな施策を展開しているところがあります。

具体的には健康についての講演会でありますとか軽運動などを行う健康づくり教室、それから、保健師や管理栄養士などによる健康相談、健康教育、訪問指導などを行っています。

例えばさがえ市民100日健康づくり事業というものがありますが、ウォーキングなどの健康プログラムを市民の皆さんからみずから設定をして100日間実践をしていただくということで、主体的な運動を促していく事業であります。

また、総合健診センターと連携して30代の健診日を特別に年間3日設定をして、そこに市の職員が出向いて健康に関する説明などを行って、より早期に健康づくりに取り組む、30歳代からという意味ですけれども、早期に健康づくりに取り組むきっかけづくりを促していくという取り組みをしております。

それから、高齢者の方が身近な地域で介護予防、健康づくりに取り組むいきいき100歳体操について市として積極的に推奨しているわけがありますけれども、現在市内24カ所で週1回程度自主的な取り組みが盛んに行われているという状況があります。

それから、運動のみならず、地域における食を通した健康づくりについても寒河江市の食生活改善推進協議会とタイアップしながら普及啓発活動を展開をしているということでありますので、こういったさまざまな取り組みを実践しながら健康増進を図っているというところでご

ざいます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 さまざまな健康に関する施策が打ち出されておりますけれども、私としてみればちょっとこの近くにはなく少し遠いところにあるのかなという感じがしておりますので、またこの辺は具体的に今後求めてまいりたいと思います。

また、がん死亡率と健康寿命の相関関係は強いと言われる中で、山梨県は各部位別がん検診受診率がいずれも全国10位以内に入るなど高く、75歳未満がん年齢調整死亡率は平成28年の調査で男子が全国2位、女性が全国6位となっています。

これらの背景には、特定健康診査と各種がん検診が同時にできる総合的な集合検診方式が導入されています。県民の検診受診の意識の高さにつながっています。また、保健活動の中心を担う保健師についても、人口10万人当たりの配置数が全国トップクラスであることもがん死亡率が低くなっている要因であると思います。

山梨県のがん予防としましては、1つ、がんの原因となる生活習慣改善に向けた普及啓発、2番目に発がんに寄与するウイルスや細菌の普及啓発と感染予防、3番目にがんの早期発見が効果的であることから個別の受診率をさらに高める、4番目として死亡率減少のため科学的根拠に基づいた質の高い効果的な検診を実施などが挙げられます。

本市におけるがん検診の状況をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のがん検診については大きく分けて3つの方法で今行っております。

1つは市のドックであります。これは町会ごとに日程を設定して特定健診と各種がん検診を同じ日に受けていただくという取り組みをしているところであります。

それから、2つ目として乳がん、子宮頸がんについては、レディース検診もしくは乳がんイブニング検診として午後から集団検診を実施しているのが特徴であります。

そして3つ目、これ子宮頸がんについてでありますけれども、これは市内の特定医療機関で個別検診を受けていただくと、こういうことでさせていただいております。

受診率のお尋ねであります。これ平成29年度の実績でありますけれども、胃がん検診については25.9%、肺がん検診については37.5%、大腸がん検診については36.6%、乳がん検診については40.7%、それから子宮がん検診については41.9%となっております。平成25年との比較では、乳がん検診については受診率が向上しておりますが、その他については横ばいの状況になっております。

その中で特徴として70歳以上の受診率が低いということが挙げられるところであります。例えば胃がんについては50歳から69歳までの受診率は64%であります。70から74歳については25%ということで、大変低くなっているところであります。

全体的な受診率向上の方策としては、昨年度からの取り組みでありますけれども、問診票を発送時のがん検診の有効性、メリットでありますとか受診継続、それから精密検査の重要性を記載したチラシなどを同封して啓発を行っているところであります。また、がん検診を申し込んだ40歳の方を対象に、40歳健康応援無料受診券を送付するなどの無料クーポン券事業などを展開して、きっかけづくりを進めているということでもあります。

今後につきまして、先ほど申しあげましたが、70歳以上受診率が低いということもありますので、いかに高めていくかなどの方策についても含めて、さらに西村山郡医師会と十分協議を進めながら、効果的な、そして効率的な検診が図

られるようにさらに努力をしていきたいというふうと考えております。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

また、山梨県の視察の翌日には静岡県焼津市の市立総合病院を視察させていただきました。この市立総合病院では平成28年よりMRI装置を利用した最新の画像診断技術であるドゥイブス（DWIBS）法をがん診療に導入しています。また、同検査と採血を組み合わせた総合がん検診を実施していました。

同検査の最大の特徴は、MRIを利用することにより被曝や痛みがないなど、患者の負担が少ないことでもあります。

先ほどドゥイブス法とありましたが簡単に説明しますと、MRI装置を利用して体の広い範囲にがんが転移していないかを探す全身検査法のことです。被曝や痛みがないために学会でも話題の検査法となっています。

また、ことしから無痛乳がん検診を開始し、被曝なし、痛くない、つぶされない、見られない、さわられないなど、検診として大変好評を博しているとのことでした。

平成28年から始めた同検査法は、利用者が600人を超えていることから、利用者側の期待をうかがわせます。

寒河江市民においても当検査法の選択肢がふえれば健康寿命の延伸にもつながると思います。MRIの整備を、画像解析技術の習得等の課題が大きいと思われませんが、今後行政課題としてこの方法も含めたがん検診に対する研究を進めていく必要があると思いますので、今後の課題として要望しておきます。

焼津市ではドゥイブス法検査と通常のMRI装置を利用する患者さんがふえ、ことし1基増設したとの話も伺いました。

日本の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳でありますので、健康寿命との差は男性で9年

以上、女性では12年以上、健康寿命と平均寿命には差があります。

また、健康を阻害するたばこについても一言触れておきたいと思います。我が公明党の喫煙に対する調査によりますと、喫煙者の平均寿命と健康寿命の差は13年で、しかも寝たきりが多く、医療費もばかにならないということです。

ちなみに外国のたばこの値段ですが、日本では10月に増税しましてたばこ代も値上がりしましたが、マルボロが値上がりする前480円のと看、オーストラリアでは2,213円、イギリスの1,394円、アメリカの814円です。若者が受ける健康阻害を考えると値上げもやむを得ないことも考えられます。

たばこ対策に加えて健診による食事や運動など生活習慣指導を組み合わせれば、健康寿命の妨げとなる原因を大幅に抑えることが可能になるとの調査結果です。

健康寿命が支えるソフト、ハードの社会環境の整備充実が本市の行政施策と感ずますが、今後の方向性を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 健康寿命の延伸については先ほど古沢議員御指摘のとおり、やはり総合的なさまざまな施策というものがさらに充実をしていく必要があるというふうに認識しております。

寒河江市におきましては、先ほど申しあげましたが、第2次の健康さがえ21という計画で今進めているわけでありすけれども、今年度10カ年計画の中間評価を行っているところであります。今取りまとめ中でありまして、来年の1月には報告書を公表していく予定であります。その中間時点でさらに見直しをして、なかなか策定をしたときから改善をされていない内容などについては重点的に改善に向けた取り組みを進めていく、あるいは目標をさらに見直すなどということを進めていければなというふうに思っています。

主なものとして今想定されているのは、生活習慣病の重症化予防の推進として、糖尿病予防のための健康保健指導、それから減塩対策、また、先ほどありましたたばこについては健康増進法改正によって望まない受動喫煙の防止が強化されているわけでありますので、児童や妊産婦の受動喫煙対策を初めとして、喫煙者の健康被害を予防するという一方で、さらに禁煙の普及啓発などを一層強めていくということが必要かというふうに思います。

それから、健康の保持増進については、やはり基本的に健康に関する意識向上というのは今でもやはり大変重要な、これからも重要なことだというふうに思います。昨年度から市内を6地区に分けて地区ごとに健康診査の結果説明会などを行っているところでありますけれども、さらにそれを充実をしていくということが必要かというふうに思います。

先ほど古沢議員から余り身近な活動が見えないという御指摘もありましたから、その辺のところなども各地域の中でいろいろな活動を展開をして、地域の皆さんからさらに一層関心を持ってもらって健康づくりに取り組んでもらうような工夫をしていきたいというふうに思っているところであります。

やはり地域づくりと、それから環境整備というのは健康づくりにとっても大変重要なテーマであろうというふうに思っております。そういう意味では地域保健と職域保健というものの連携がさらに必要だというふうに思っております。今後、協会けんぽと連携をして寒河江市民を対象にしたがん検診の日程とか健康に関する啓発チラシなどによる情報提供を一層進めていきたいというふうに考えておりますし、さらに運動しやすいような環境づくりということも大変重要であります。

一人一人の御努力も大変重要であります、そういう環境をつくっていく、運動しやすいよ

うな環境をつくっていくということも大事でありますから、既存の公園とか施設などをさらに一層利用しやすいような整備をしていく、そして運動に取り組めるような環境をつくっていくということにも努力をしたいというふうに思います。

健康寿命、改めて申しあげるまでもありませんが、お一人お一人が自分の生活習慣というものを見詰めて、みずから意識を高めていくというのが基本でありますから、行政はそれを大いにバックアップしていくということで改善につながっていくのだというふうに思っております。寒河江市といたしましては、今後とも関係機関と十分連携をさせていただきながら、そして、先進事例、御披露いただきましたけれども、先進事例なども大いに参考にさせていただいて、知恵を出し合いながらより効果的な施策を展開していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今の市長答弁で私2つ感じたところがありまして、1つは来年1月に中間報告がなされると。それも楽しみにしておるところでございますが、またもう一つは、地域保健と職域保健をやはり考えていくというか、その辺に関しても、今回視察に行った中でも小学校区ごとにどういうふうな病気がこの地域ではあるのかということを何か細かく分析しているところらしいんです。山手のほうに行けば喫煙率が高かったり、そうすることによってそんないろいろな施策を打つことができると、そんなようなことも先進事例としてはありましたので、また今後いろいろ詰めていきたいと思っております。

視察の最終日に静岡県三島市に伺い、スマートウエルネスみしま推進事業についてお伺いいたしました。市役所を挙げて20の課、40名でプロジェクトチームを立ち上げ、市民のみならず地域も、また環境までも健康にしていこうとの壮大な事業で、健康に対する本気度がうかがわ

れました。

ユニークな事業もありましたので紹介いたします。3人一組のチームが3カ月間脂肪減量を競い、優勝したチームには減った脂肪量相当の牛肉などがもらえるなど、上限10キロまでですけれども、そんなようなことがあったそうです。みしま健幸大学と称し、まちの至るところで健康プログラムを開催し、交流促進とにぎわい創出を図る食の健康、心の健康、体の健康をテーマに、平成30年度は34講座を開講し、1,825人が受講しているなど、市民参加も次第に定着しているようでした。

この事業を伺っても豊富なメニューに驚かされ、市民が自分に合った方法で楽しみながら健康づくりを行うことができる環境が整っていると感じてまいりました。

今後も寒河江市民の健康づくりに配慮してまいりたいと思います。

続きまして、通告番号17番の防災対策の拡充についてお伺いいたします。

私は先月、11月10日に高田新町町内会の自主防災組織の訓練に御案内をいただきましたので、市議会議員として、また防災士として参加させていただきました。

訓練に当たり事前に地域の御婦人たちが炊き出しの講習会に参加されたとのことで、その成果もあわせて見させていただきました。また、地域の親睦を図るために芋煮も配られ、芋煮を食べながら地域防災について和やかに懇親を深めておられました。常日ごろからこつこつと訓練をされており、深く感銘をいたしました。

そこで、何点か問題点がありましたのでお伺いいたします。

高田新町のように避難場所が2カ所ではありますが、2つとも公園の場合、雨や雪が降ってもこの一次避難場所に行かなければならないのか、それから二次避難場所の中部小学校に行った場合、雨風がしのげる場所に入れるのかと心配

されておりました。

一次的な屋外の避難所、二次的な屋内の避難所の開設と誘導についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の公園やグラウンドの避難場所でありませけれども、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する屋外の指定緊急避難場所として位置づけております。屋外の指定緊急避難場所であります。災害の危険から避難された市民の皆さんが危険が去るまで、または指定避難所などに移動するまでの間、一時的に滞在するために利用していただくものであります。

ただ、災害の状況でありますとか天候の状況などによって、避難所への移動が困難な場合が想定されるわけでありませけれども、その際は各自それぞれが身の安全を確保いただく場所を探して、その安全な場所に避難をしていただくと、こういうことをお願いしたいというふうに考えております。

それから、大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがあつて避難した市民の皆さんが災害の危険性がなくなるまで必要な期間、ある程度の期間滞在をする、あるいは災害により自宅へ帰れなくなった、戻れなくなった住民の皆さんが滞在するのがいわゆる屋内の指定避難所というふうに位置づけているところであります。

市のほうで災害対策本部が設置され、指定避難所の開設運営などが決定されるというふうになっております。

そして、この屋内の指定避難所開設情報については、防災行政無線、それから速報メール、広報車あるいはホームページなどによって市民の皆さんに周知を図ってまいりますので、開設されている指定避難所を十分確認していただいて移動等の対応をお願いするということになっております。

避難する際には目的の指定緊急避難所、それから指定避難所までの移動経路の安全などは十分各自それぞれ確認をいただいて、二次災害に十分注意をしていただいて避難していただくということでお願いをしているところでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 やはり地域に入りますと正直言って疑問だらけというように私は感じておりましたので、今後自主防災会の会長会議とか、そういうものがありましたら、私も自主防災会の会長をやっておりますので、大いに参加して勉強しながら市民の安全につなげていきたいと思っております。

そのほか、寒河江中央工業団地は日中の人口が約5,000人と膨れ上がります。付近の避難場所としては寒河江工業高校と技術交流プラザ脇の中央工業団地第2号公園の2カ所になっています。

日中に発災が起きた場合、避難所としての収容人口はキャパオーバーになると予想されます。社員が大勢いて敷地の広い工場や社員数の少ない中小企業もあり、避難としてはさまざまな形があると思っております。

また、工業団地内には地域的にグループ分けされているともお聞きします。この地域の安全な避難場所としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、御案内のとおり中央工業団地、約90社の企業が立地して寒河江の産業経済の基盤を担っていただいております。市内外より約5,000名の方が勤務されている状況であります。

災害時の中央工業団地内の避難ということになりますと、中央工業団地近辺の指定緊急避難場所としては中央工業団地第2公園、それから寒河江工業高校グラウンドを指定しております。

ここ2つ合わせて1万2,650人が収容可能だと。屋外ですから。

また、指定避難所、屋内になりますが、これは寒河江工業高校の柔剣道場を指定しております。99人が収容可能だというふうになっておりますが、中央工業団地に勤務している方々が、今数字を申しあげましたが、一時的に避難していただく屋外の指定緊急避難場所、当然全員が避難可能でありますけれども、屋内になりますと収容の人員が99名ということで、当然制限されるということになってしまうわけであります。

ですから、ここをどうしていくかということでもありますけれども、こういう状況を踏まえて我々としては、実際、古沢議員も御指摘ありましたが、立地されている企業の皆さんがその災害時の対応をどうしていくのか、あるいは避難行動をどう考えておられるのかということをお早急に我々としても調査をさせていただいて、その調査を踏まえて新たな避難場所を指定する、あるいはさらには立地企業の施設の利用なども御協力いただくなどについて、できるだけ早く検討していきたいというふうを考えております。

例えば技術交流プラザもありますし、農協の本所もあるわけです。それから、学会の会館なども見えますので、そういったところをいろいろ検討させていただいて、いざというときに無理をさせていただくなどということをお早目に詰めて、早急に詰めていきたいというふうを考えております。

それから、議員からもグループ分けされているというようなことでもありまして、そのグループごとの指定避難所などについても、確保についてあわせて検討していきたいというふうを考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。市長からは学会の会館も使ったらいいんじゃないかということでもありますので、私は学会の会館も全

国どこでも被災あった場合はもう開放して大勢の方に入ってもらっておりますので、その際は避難させてくださるようお願いいたします。

また、テレビ等での被災者の声を聞くと毎回の様にトイレのことが問題視されます。特に水が不足している場合には簡易トイレなども必要になってくるかと思いますが、月光議員に対する答弁では簡易トイレについては2万個備蓄しているとお聞きしましたが、指定避難場所には仮設トイレの増設も必要になってくると思います。仮設トイレの増設についての対応をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり避難所生活でのトイレの使用というのは健康衛生面でも影響を及ぼすわけでありますので、大きな課題になっているのは御案内のとおりであります。

避難所生活が長期化などをしますとトイレ不足というものも懸念されまして、ライフラインと同様にトイレの増設などの適切な対応が必要でありますので、御指摘のとおり避難場所、避難所で安心して使用できるトイレを確保することが大変大事だというふうに思います。そういったことから、仮設トイレ、それから防災機器材などを供給できる事業者との協定なども早急に結んで、いざというときに備えた対応を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今、市長のほうから事業者との協定という話が出ましたけれども、大変やはりそれが大事だと思うんです。私も市民でもいろいろ協力できることがあれば率先して市の行政とタイアップして、協力しながら市民を守っていききたいと思います。

また、避難所開設が夜間や休日になった場合、避難所が無人になった際の鍵の所在は周知されているのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所の施設の鍵の管理ということでもありますので、具体的なお話ですので総務課長よりお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽信子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

指定避難所は寒河江市災害対策本部の判断により開設されるわけでありますが、避難所施設の鍵は施設の管理者が保管しており、災害対策本部より施設管理者に連絡して解錠することになります。

なお、各避難所には開設から閉鎖まで職員を配置し、避難所の運営を行ってまいります。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 この一般質問はインターネットでも中継されておりますので、広く市民の方にこれが伝わればいいなと思いますし、今後も私たちも広く市民の方にお知らせしていきたいと思っております。

避難所について担当職員が毎年物資の保管状況も確認されていると思っておりますが、その際、地域の自主防災組織も立ち会ったほうがいいのではないかと思います。お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 古沢議員から自主防災組織の会長としての御質問のような内容の御質問をいただきましたが、これについても総務課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽信子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

備蓄物資につきましては、毎年備蓄倉庫の防災機材の状況確認や食料品の保存期間の確認、更新を実施し、管理しております。

現在は職員による管理を行っておりますが、議員がおっしゃる様に自主防災組織の方からも一緒に確認していただくことで、どのような物資が備蓄されているかを理解していただき、

災害時に迅速に備蓄品を活用できると思われ
ます。今後、各自主防災組織の訓練時等に備蓄品
の情報共有を図ってまいりたいと考えておりま
す。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 備蓄に関しては、私のところ
にも数人の方が「防災無線ラジオって鳴るんだ
か」というふうに聞いてくる人も中にはいるわ
けです。「ちゃんと電池とか電源を確認したん
だかや」とかといろいろ話し合いなどをするわ
けですけれども、やはりやりっ放しではなくて
防災無線ラジオもせめて年1回ぐらいは、市が
配っているわけですから、確認する必要が私は
あるんじゃないかなというような感じがいたし
ておりますので、その辺もあわせてよろしくお
願ひいたします。

夏の暑い時期などに発災があった場合、避難
所にエアコンは整備されているのか、小中学校
の教室にはエアコンの設置が整備されました
が、避難所としての体育館の使用に関しては全国
的にも徐々に整備が進んでいるようにも伺って
おります。エアコンの整備状況とあわせて今後
の課題についてお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 屋内の施設の避難場所につ
いては、小中高体育館、それから保育所、地区公
民館など30カ所を指定避難所を指定しているわ
けでありますけれども、そのうちエアコンの整備
されている避難所については保育所が7カ所、
それから中央公民館、柴橋地区公民館、さくら
んぼ会館、老人福祉センターの計11カ所になっ
ております。

その他の施設はエアコンの設置がないとい
うことでありますので、御指摘のとおり今後の課
題というふうに認識をしております。

体育館などを使用した特に指定避難所につ
いては多くの皆さんがそこに避難される施設で
ありますから、健康面から暑さ対策あるいは寒さ

対策というのは大変重要になってくるとい
うふうに思います。そういう意味で、健康な、あ
るいは良好な避難所生活を送るためにエアコン
などの整備はやはり早急に考えていかなければ
ならないというふうに思います。

今後の避難所の状況なども踏まえて、温度環
境に配慮した空調設備等の設置を検討していく
必要があるというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 市長からは大変前向きな答
弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も昔サラリーマンのころ、朝日岳に登
った際に脱水症状を起こしまして、もう山に登
ったきりあと帰ってこれないんじゃないかな、
死ぬ思いをしたことがあります。非常に脱水
症状といっても非常に苦しい思いをするわけ
です。その辺でやはり夏場の暑い時期にエ
アコン等があれば助かる命も助かるんじ
ゃないかなという、多くの方を救えるん
じゃないかなという感じがいたして
おります。

ことしの台風15号、19号が大きな被害
をもたらしました。隣の宮城県丸森町でも
大きくテレビ等で悲惨な状況が報道され
ておりました。死者10名、行方不明が
いまだに1名いらっしゃるとのこと
で、大参事になってしまいました。山
間部はいまだに手つかずの状態のよう
です。

また、同じ宮城県でも松島に近い大郷
町には吉田川が流れており、この台風
19号で川が決壊しましたが、地域の自
主防災組織と行政が一体となって早
目の避難を呼びかけたため、一人の
死者もけが人も出さず難を逃れた
そうです。

早目早目の行動と地域住民による常
日ごろの訓練がいかに大切なものが
うかがわれます。私たちも地域住民
の安全・安心を心がけてまいります
ことをお約束し、一般質問を終了
させていただきます。ありがとうございます。

國井輝明議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号18番、19番について、13番國井輝明議員。
- 國井輝明議員 おはようございます。本日は中小企業振興基本条例、また放課後児童クラブの整備について、2点について質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速質問させていただきます。

私は寒政・公明クラブの一員として、また、このたびの質問に関心を持つ市民を代表し、質問させていただきます。

初めに、通告番号18番、中小企業振興基本条例の制定について質問いたします。

この質問に関しましては、平成29年第4回定例会で遠藤智与子議員が質問されておりました。また、私自身、地域経済学、農業経済学を専攻にされている日本の経済学者、京都大学名誉教授岡田知弘氏の講演を聞き学ばせていただき、共感し感銘を受けた内容に触れながら質問をさせていただきますので、これまでの検討や今後のあり方について御答弁いただければ幸いです。

小規模企業振興基本法（小規模基本法）は、経済産業省が提出した基本法としては、昭和38年に制定された中小企業基本法に次いで2つ目となり、大きな方向性を打ち出すものとして今後長期にわたり施策策定の重要な指針となります。

中小企業基本法は、当初大企業と中小企業の格差是正を目的としていましたが、1990年代後半以降、中小企業を我が国の活力の源泉として捉え、創業やイノベーションを後押しする流れに変化しました。

グローバル化、少子化、高齢化など、我が国の直面する課題が複雑化した現在、小規模事業者の重要性が見直されております。小規模ならではの強みを生かし、きめ細やかな商品、サー

ビスを提供し事業を継続している事業者は、地域から日本経済を支える重要な存在と言えます。そうした小規模事業者が日本経済の中心として活躍できるよう、今後長期にわたって環境整備をするための法律が小規模基本法であります。

この小規模基本法のポイントは4つあるといえます。1つ目は、小規模ならではのきめ細かい商品、サービスを提供する事業者が活躍できる環境を整えるということ。2つ目は、小規模事業者が女性、若者、シニア等、多様な人材を活用できるよう支援していくということ。3つ目は、小規模事業者を地域経済の担い手として捉えるということ。4つ目は、これら3つのポイントが実現できるような具体的な支援のためのネットワークの構築が挙げられます。

こうした法律のもと、小規模事業者持続化補助金等の制度をつくるなど、地域を支える事業者を維持継続できるよう国として支援を行っているところであります。

寒河江市においても国の制度を活用しながら、また、本市独自の施策として市内の中小企業を御支援をいただいていることに感謝いたします。

このたびは、地域内で経済を循環させ、中小企業に活力を与え、地域経済を活性化させる観点から質問させていただきます。

最初になんですけれども、災害が多く起こっている現代において誰が地域をつくり支えていくのかと考えたときに、中小企業者の位置づけは大変重要と考えます。

その理由として、1つに東日本大震災でも熊本震災でも被災者が危機の1週間を乗り切れたのは地域の中小企業者の創意工夫と全国的な中小企業ネットワークを生かした支援があるから。もう一つに、地域経済の再建のため産業復興、まちの復興に貢献しているのも地域の中小企業者であり、東京に本社を置く企業に発注しても地域再生の持続的な力にはならないということがあるからです。

まずは中小企業者をどのような位置づけとして考えておられるのかをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員から中小企業の位置づけについてどう考えているのかという御質問ですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構によりますと、国内企業に占める中小企業の割合というのは99.7%ということであります。本市だけじゃなくて全国各地の地域経済と雇用を担っているのは中小企業であると言えるかと思えます。

中小企業は地元の消費者、それから取引先と密接にかかわっておりますし、物品やサービスを提供して市民の日常生活を支えている基盤になっております。地域の経済の振興、それから御指摘もありましたが、魅力あるまちづくりという観点からも大変重要な存在であるというふうに認識をしております。

それから、これも議員からお話がありましたが、中小企業間の全国的なネットワーク、つながりなどを生かして災害時の危機管理、対応、復興にも大変大きな力になっているということをよくお聞きするところでありますので、寒河江市としても中小企業に対しましてはさらに今後とも一層積極的な支援をしていかなければならない存在であるというふうに思えますし、と同時に、ともに手を携えて寒河江の活性化、地域の活性化に努力をしていきたいというふうにも考えているところであります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 これからも積極的に支援をしていきたいということで、大変うれしい言葉を答弁いただいたなというふうに思っております。

次に質問させていただきましても、地域経済をつくる、地域社会を維持する最大の経済主体、それは中小企業、業者、農家、協同組合、NPO、そして地方自治体であり、それらの再投資力をつけることこそ重要であると考えます。

そのための手段として中小企業振興基本条例が注目されております。全国に目を向けますと443市区町村で制定されており、道府県レベルでは山形県を含め44にもなります。特に大震災後、制定自治体は急増しているとも伺います。県内自治体では飯豊町、米沢市、天童市、川西町、村山市、山形市、そして尾花沢市が制定されております。

なぜ今その中小企業振興基本条例に関心が高まっているのか、それには経済のグローバル化と構造改革による地域経済の衰退が考えられるといえます。1つに、大企業を中心とする海外進出と輸入促進政策による地場産業、農林水産業の衰退。1つに、構造改革政策による東京への富の集中と地方の衰退加速。1つに、三位一体改革、平成の大合併以降、地方再生圧縮による地域建設業の衰退が進んだことが理由として挙げられます。

また、災害が続発しており、地域で暮らし続けることが困難になると考えられております。

こうした課題解決に生かそうと中小企業振興基本条例を制定される自治体がふえているのです。こうしたことについて中小企業振興基本条例に対する本市の考え方についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このお尋ねの中小企業振興基本条例については、寒河江市では未制定、制定されておらないということではありますが、その大もととなる中小企業基本法には、中小企業に対する施策の策定と実施は地方公共団体の責務であるというふうに規定をされております。そういったことで、寒河江市としても国や県の施策を活用しながら中小企業向けの融資制度あるいは補助制度などを実施して、地元中小企業の振興にこれまでも努めてきたところであります。

制定されている自治体の条例などを拝見しますと、中小企業振興基本条例というのはこれま

で以上に中小企業振興に関する市の責務をより明確にして、市民の理解と協力を得ながら官民挙げて地元の中小企業の振興に努めるということについて定めているということになっております。そういった意味では、地域経済の活力維持発展に資するための条例ではないかというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 1つの私の制定に向けた考え方について地域内循環という考え方がありますので、その点をちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

地域が活性化するという、それは地域内投資力と地域内経済循環が重要であると伺いました。高度成長期以来、大型公共事業と企業誘致施策で地域活性化がなされておりました。しかし、時代は進み、従来の政策ではうまくいかなくなってきたとも伺いました。

地域が活性化する、豊かになるとは、住民一人一人の生活が向上することとして、地域内にある経済主体、先ほどもちょっと触れましたけれども、中小企業、業者、農業、協同組合、NPO、そして地方自治体であります、それらが地域に再投資を繰り返すことでそこに仕事と所得が生まれ、生活が維持拡大されることであると伺いました。地域内での取引網を太くし、地域内循環をつくれれば多くの住民の生活向上につながるのではないのでしょうか。

では、具体的にどのような取り組みが必要なのかということ、その取り組みの1つに、販売市場は他地域、市外です。東京や大阪でも構いませんし、海外でも構いませんが、販売の収益が地元地域に還流し、それが地域内で循環すれば経済効果が大きくなること。1つに、進出企業にはできるだけ地域内から商品、サービス、雇用を調達してもらうこと。1つに、観光客の招致による観光消費額も重要な市場であり、これを地域内で循環させること、また、住民の消費

も地元のお店で購入すれば地域内に循環し、再投資力を高められること。こうした取り組みを実行することにより中小企業に活力を与え、地域の活力につながると考えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域内経済循環の取り組みについてどうかと、こういうことでありますが、御指摘のような循環をしていくためには、ある程度の規模の大きな自治体などでは必要な物品とかサービスの入手を地域内で調達できる、可能であるというふうになるかというふうに思いますが、御案内のとおり寒河江市のような規模になりますとどうしても地域内では賄えない物品やサービスがあるかというふうに思いますし、また、今はインターネット通販というものが普及しているわけでありまして、市外の業者と価格を比較して安いほうを購入するという、こういうような環境というんですか、そういうものが整ってきているので、地域内だけで経済循環を図っていくということにはなかなか課題も多いのではないかというふうにも思います。

ただ、しかしながら、地域経済を今まで以上に活性化させていく、要するに血液の循環をよくしていくという取り組みをしていく、その効果によって地元がさらに潤っていくという仕組みを知恵を出し合いながらいろんな取り組みをしていくということは大変重要なことでありまして、また、可能な限りそういうことができる部分が多々これからもあるというふうに思いますから、そういう取り組みを進めていくことは地域にとって地域の活力を維持発展させていく上では大変重要なことだというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 やはりこの寒河江市というより、ある程度の大きな自治体で大きな規模だと循環

ができる。しかしながら、寒河江市はちょっとなかなかマッチしていませんが、実際そういったことをしっかりと市長もちやんと流れをつくるようなことを考えてくださっている答弁をいただきましたので、大変安心しているところがあります。

最後の質問になりますけれども、地域内で経済を循環させ、中小企業に活力を与え、地域経済を活性化させるための議論をさせていただきましたが、寒河江市としてこれまでの検討結果も含め中小企業振興基本条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中小企業振興基本条例については、もちろん先ほど御披露がありました。県内でも幾つかの自治体で制定をしておりますので、寒河江市におきましてもこれまで他の自治体の動向とか事例などを大いに参考にしてさまざま検討してまいりましたが、我々としては市内中小企業の発展なくしては寒河江市の発展はあり得ないという基本的な考え方で持っておりますので、市として地元の中小企業の活力維持、それから地域活性化を図るために、今後関係機関等の意見なども十分お聞きをしながら、条例の制定に向けてその準備を進めていく必要があるというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ぜひいろいろ御協議いただきながら、条例の制定に向けてしっかりと進めていただきたいというふうに思っているところがあります。

次に、通告番号19番、放課後児童クラブの整備計画について質問させていただきます。

寒河江市の放課後児童クラブは現在15のクラブが設置完了となっております。これまで計画された全てに設置完了となっておりますが、放課後児童クラブの利用者増に伴い中部小学校区では第4わんぱくクラブを六供町公民館に設置

するなど、対応されてされました。

これからの放課後児童クラブの利用者の変動を考えたときに、現在ある15の施設で利用者のニーズに応えられるものなのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど國井議員からもありましたが、寒河江市では現在全ての小学校区に放課後児童クラブがあるわけでありまして、15クラブ。15クラブの運営については9つの運営委員会に委託をさせていただいているところでありまして、特に市の中心部にあるクラブにおきましては利用児童数が多いわけでありまして、1つの運営委員会が複数のクラブを運営していただいているということになっております。

今後の各学区ごとの児童数などを推移を見ていくと、多くの学区では児童数は減少していきのではないかと、こういうふうに見込まれておりますけれども、寒河江中部小学校区だけは宅地造成の効果などもあって増加する見込みというふうになっております。

そうしたことから、寒河江中部小学校区のわんぱくクラブ以外については、保護者の就業率の向上なども考えられ利用率が増加することは見込まれますけれども、総体的には利用数は横ばいで推移するのではないかとというふうに考えておりますから、現施設での受け入れは可能ではないかというふうに考えております。

ただ、先ほど申しあげましたが、わんぱくクラブについては現在も市内で最も大きい児童クラブでありますので、今後も利用者の増加が見込まれるということでありまして、現在4つ施設があるわけでありまして、4施設だけでは児童の安全を確保した受け入れができなくなる可能性があるのではないかとという認識を持っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁の中で、やはり

中部小学校区では増加傾向であります。ほかでは減少傾向にあるというようなことで、今後の考え方についてもある程度御答弁はいただいたものですが、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

今後の整備計画についてでありますけれども、先ほども触れましたが、寒河江市の放課後児童クラブは現在15のクラブが設置完了となっております。先日、上棟式がとり行われ、地区民からは完成が待ち遠しい、柴橋地区多世代交流センター内にはやまびこクラブが再整備されるなど、施設の更新も進められております。

さきの質問にもお答えいただきましたが、利用者の変動や施設が多数あるクラブがあることを考慮したときの今後の整備計画をどのようにお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 キャパ的には先ほど答弁を申しあげましたが、これから御答弁申しあげますのは運営についての答弁をさせていただくことになるのであります。

15クラブのうち民間の施設を借用して運営しているクラブが4クラブあるわけでありまして。いずれも市中心部の複数のクラブを運営しているクラブで、同じ小学校の子供たちが要するに別々の場所にある児童クラブで過ごしているという状況にあるわけです。ねっこクラブ、なかよしクラブ、わんぱくクラブと、こういうふうになっているわけでありましてけれども、平成30年9月に国が策定した新放課後総合子どもプランというものがありますが、この中では新たに放課後児童クラブを整備する場合は学校施設を徹底的に活用することとなっております。学校外で放課後児童クラブを実施している場合でもニーズに応じて小学校の余裕教室等を活用するのが望ましいというふうになっているのであります。

そういったことから、今後民間の施設を借用

しているクラブについては、教育委員会、学校とも十分協議をしながら、学校の余裕教室あるいは学校の敷地内でできないか、整備を考えていきたいというふうに考えております。

先ほど答弁申しあげましたわんぱくクラブについて増加する利用希望者の児童が想定されますので、受け入れが困難になる可能性があるということではないかと申しあげましたが、我々としては万が一にも待機児童が発生することがないように施設の整備について、運営委員会の皆さん、それから教育委員会、学校とも十分協議しながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 学校側とも十分協議をして進めたいということで、次の質問に関係がありますので質問させていただきたいと思います。

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、放課後児童クラブはできるだけ私自身も小学校の近くに設置したいというふうな考えがあります。

これに関係して、現在寒河江市立学校のあり方検討委員会を立ち上げ、統廃合を含めた検討が進められております。この検討結果については丁寧な議論が必要であるため時間もかかることが予測されますが、放課後児童クラブの整備計画との関係性をどのように考えていくのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校の今後のあり方につきましては、ことし7月に寒河江市立学校のあり方検討委員会を立ち上げ検討を開始しております。その後、10月に2回目の会議を開催したところでございます。

この学校のあり方検討委員会と放課後児童クラブの整備計画との関係性という御質問でございますが、正直申しあげて検討委員会の中ではまだ具体的な検討を行う段階までには進んでい

ないというところであります。

ただ、学校と放課後児童クラブの運営につきましては、先ほどもありましたが、新放課後総合子どもプランにおきましては運営は一体的に行うべきだと、こういうふうになっておりますので、教育委員会としても一体的に考えるべきではないかというふうに思っているところでございます。

児童クラブを学校の外へ設置した場合、授業が終わると学校からクラブまでは子供たちだけで移動することになり、交通事故あるいは事件等に巻き込まれる危険性もあるわけでございますので、学校内であれば子供たちの安全を確保することができるとともに、体育館、グラウンドを利用して伸び伸びと活動をするということができるといふことであります。

このようなことから、教育委員会としましては放課後児童クラブはできるだけ小学校の近く、できれば学校敷地内に設置するのが望ましいというふうに考えているところでございます。

これから小学校のあり方について具体的な検討に入って行くわけでございますが、子育て推進課と連携しながら余裕教室の活用など、放課後児童クラブのあり方も含め検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 私もちよっと舌足らずな質問ですが、やはり学校が終わってから施設に移動するまでの間にいろんな交通事故なりいろんな事件性に関係してしまうということもあり得るかと思ったので、やはり近くに必要だというふうな質問であったので、そうしたことも含めてしっかりと御答弁をいただいたなというふうに思っておりますので、これからもこうしたこともいろいろ踏まえながらいろいろ考えていただければなというふうに思っているところであります。

そうした中で、第6次寒河江市振興計画の中

身に触れたいというところでありますけれども、第6次寒河江市振興計画、この行動計画では今後西根地区の放課後児童クラブを整備される予定となっておりますが、現在3カ所あるねっこクラブをどのように整備するお考えなのか、整備計画についてお尋ねさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西根小学校区には、今国井議員からもありましたが、1つは小学校体育館ミーティングルームを使用しているねっこクラブ、それから民間施設を借用しているねっこクラブ第2と、それから第3が3施設に分かれてあるわけであります。

先ほど教育長のほうからもありましたが、今後の放課後児童クラブの整備については学校施設の活用、それから学校敷地内での整備が望ましいというふうに我々も考えているところであります。

ねっこクラブの第2、第3については民間施設ということになって現在はおるわけでありまして、いろいろこれまでもいろんな状況を拝見しますと、施設が学校から離れてしまうということで、遊び場もなくて、また、国道112号も挟んでなどということがあって大変移動するのに危険だなどということをお聞きしております。

これから冬場などは大変だというふうには言われてお聞きしておりますので、そういう意味では学校の敷地内、あとは校内ということになれば移動せずに、そしてグラウンドとか体育館も活用できるということになれば、大変子供たちも伸び伸びと、そして安全に過ごせるというふうに思っているところであります。

ですから、そういったことを考えますと、3つのクラブと一緒に学校の施設あるいは敷地内で運営できるように、教育委員会、それから西根小学校とも十分協議連携をしていきたいと。そして、できるだけ早く整備ができるように進

めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。大変よい答弁をいただいたなというふうに思っております。

最後になりますけれども、政府は平成27年4月より子ども・子育て支援整備交付金をスタートさせております。行政の執行部のほうではちゃんとデータを持っているとは思いますが、これは放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに、病後児保育事業の推進を図ることを目的としております。

この交付金要綱の整備区分、創設及び改築においては、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合については、国が3分の2、県が6分の1、市町村が6分の1という軽負担で建設できるとあります。

私たち議員としてこのように一般質問する際には議員間でも情報交換を行っているところであります。このたびは後藤健一郎議員とお話をしたところ、こうした情報提供をいただいたところであります。

我々は行政に対し、あれが必要、これが必要ということだけではなく、みずからもまた市民からいただいた血税を無駄にしないことは当然のこと、必要な施設整備であれば負担を軽減しつつ、よいものをつくるための方法はないものか考えているところであります。

こうした考えのもと、ねっこクラブの整備については先ほど申しあげたメニューに該当するのであれば、これを活用し整備を行ってほしいというふうに考えております。

以上のようなことを申しあげ、このたびの私の質問を終わらせていただきたいと思います。

このたびもありがとうございました。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津一博議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号20番から22番までについて、12番沖津一博議員。

○沖津一博議員 まず、先日、アフガニスタンの地で銃弾に倒れました中村 哲医師の亡くなったというニュースを聞き大変驚き、心から追悼の誠をささげ、お悔やみ申しあげます。

平和は武器と武力では守れないというみずからの意思を傍らに、砂漠を緑に変えたいという農業の改革をしてきた方です。このような意向を受け継ぎ、私たちも市民とともに平和を守る活動を行っていかねばならないと改めて決意をした次第でございます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

初めに、通告番号20番、古代ロマンと地域活性化について、田代巨石群の活用について。

現在の田代地区は、人口減少や高齢者で限界集落に直面しています。200軒近くあった家も70軒程度に減り、人口も300人から140名程度に減少しました。このまま進めば地区としての存在が危ぶまれる状況となります。

それでも、旧田代小学校を改築し、宿泊施設を伴った学びの里TASSHOを開設したことは大きな一歩であります。ここに滞在して子供から大人まで体験学習を通じて自然に対するいろいろな学び、都会では経験のできないことがたくさんあります。

私は天文学や考古学はよくわかりませんが、この地域には縄文時代につくられた巨石や星座オリオン座に倣った山が存在していることがわかりました。また、上田代地区には縄文時代の

石器も見つかっています。

この田代地区を縄文時代の石器探しや巨石散策の拠点とした構想ができると思います。このことで学びの里TASSHOを活性化し、来客をふやすことができると思います。

最近、縄文時代のよさが全国で注目され、南北北海道の遺跡や青森県三内丸山遺跡を代表とする世界遺産登録を目指して活動している状況にあります。

縄文時代は戦いもなく1万6,000年続いたと言われております。なぜこれだけ長く続いたのか、古代歴史を考えるよい機会ではないかと思っております。

現代人は仕事や生活に追われ、人間としての本来の生き方を忘れていたような気がしてなりません。また、葉山の麓には大円院跡があります。役小角という有名な修験者が開いた場所でもあります。奈良県の吉野に役行者が開いた金峯山寺蔵王堂があり、この地区は世界遺産に登録されております。

田代の山々から見おろす山形市や上山市の夜景は素晴らしいものがあります。10月、11月には天候のよい日には雲海も見られ、こういった古代ロマンや人間と太陽、そして星との関係に興味を持つ人は全国に大勢いると思います。

これらを活用し、学びの里TASSHOを全国に発信し、田代ににぎわいを取り戻してはいいかかと思っておりますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員から田代の活性化について御質問いただきましたが、先ほどありましたけれども、田代地区の地域づくりの拠点となる学びの里TASSHO、昨年4月にオープンをさせていただきました。運営は地域の方々が組織するNPO法人が行っていただいております。

昨年度は小中学校の合宿、それから大学生な

どを中心にして、宿泊者数は1,000人を超えております。また、レストランたしろ亭も多くの方から御利用いただいているところであります。

このNPO法人については年間を通して里山体験プログラムを実施してもらっています。豆腐づくりとか天下森トレッキングとか、先ほどお話ありました星空の観測でありますとか、それから、冬場スノーシュートレッキングなどもしていただいて、多くの方から御参加をいただいているところであります。

御質問の巨石の御質問でありますけれども、研究者の方あるいは愛好者の方でつくるイワクラ学会が主催をするサミットが去る9月に宮城県の白石市で開催されたと聞いております。山寺の立石寺、それから田代地区の巨石を視察するというような記事も新聞で拝見させていただきました。

これまで田代地区に存在する巨石に関することについては直接研究者の方から具体的なお話をお聞きしてはおりませんが、資料などを拝見させていただきますと大変ロマンあふれるお話だというふうに拝見したところであります。

御提案のように多くの方が訪れるきっかけとなれば、田代地区の地域の活性化にもつながることになるかというふうに思います。今後いろいろな機会を捉えて地域の方々や、あるいは専門家の方々からいろいろお話をお伺いをしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 どうも答弁ありがとうございます。

10月の連休を利用して徳島県から一級建築士をなさっておられます岡本静雄さんという方がその場所に来まして、たまたま連休ですので6日間ぐらいの予定で来たんですけども、素晴らしいところだということで山の中に1週間ほど泊まって、東西にひもを張ったりして、ちょうど調べて何かをしているところに私はたまた

ま連れていってもらって見てきたんですけども、すばらしいところだと、日本そのものだと言うわけです。私はその日本そのものとはどういう意味だかはちょっとわからないんですけども、日本の原点というか、そういうものだったのかなというふうに感じてきたところでありました。

巨石については約4,000年前の縄文中期から後期にかけて人工構築物、磐座ということであり、古代人にとって太陽の観測装置であり、重要な祭礼の場所でもあったと思われま。太陽の動きを観測し、四季の移り変わりを判断しておりました。

また、当時正月における太陽の復活を願った場所でもあり、祭殿の前では復活祭を行っていたと思われま。鏡石隣の岩のV字の岩には秋分の日、秋の秋分の日と春分の日です。太陽の光がその場所から観測できるということで、季節がわかっていたのではないかなというふうに思いま。

山全体を御神体としており、冬至前後には巨石は黄金に変化する石など貴重な遺跡が多くあり、後世に残していくとともに多くの興味ある方々に田代にお越しいただいて、また、点在する遺跡を見て歩くためにも散策路の整備も多少しなければなりません、大きな新しい観光資源になる可能性は十分にあると思いま。

教育長の見解を伺いたいと思いま。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 沖津議員から御質問ございました田代の巨石群であります、縄文時代の古代人にとって太陽の観測装置とか、あるいは祭礼をした場所ではないかということございますけれども、このお話は大きな石が重なり合った威風堂々のさま、そして眺望のよさも相まって、古代へのロマンを大いにかき立てるものだなというふうにお聞きしたところでございます。

日本には秋田県あるいは北海道に多く見られ

るストーンサークルと呼ばれる巨石群がございます、天文台説あるいはお墓という説あるいは祭礼をした場所ではないかという説、これらを組み合わせた説などがあって大いに興味をかき立てるものでございます、この巨石群がつけられたのは、先ほど議員から御指摘があったとおり縄文時代の中期から後期だというふうに言われておいます。

田代の巨石群の近くには田代水上遺跡がございますけれども、この遺跡は縄文時代の早期から前期の遺跡でありまして、周辺には縄文の中期、後期の遺跡は発見されておいません。それで、縄文の中期、後期の人々が田代の巨石群において活動していたという確実な証拠は残念ながら現在のところは確認できていないというところであります。

また、この田代の巨石群の石質がございます、周囲の地盤も含め葉山の噴火でできた火山岩であるというふうには推測されておいますので、巨石群の周囲から土器とか石器等の遺物散布、いわゆる人々が生活したのではないかという、そういった証拠になる遺物散布が確認されておいませんので、巨石群が人工の構築物であるかどうかの判断は現時点では難しいのではないかと教育委員会としての見解がございます。

教育委員会としましては、文化財の指定あるいは保存活用ということが教育委員会の行うそういった立場がございますので、教育委員会の立場としては、大変申しあげにくいことではございます、田代の巨石群を遺跡として情報発信をしたり、あるいは散策路を設けて周辺の整備などをしていくには、確かな学術的根拠のもと考古学的な見地から判断する必要があるというふうには考えておいます。

田代の巨石群は観光資源及び地域おこしの素材としては大変魅力のあるものだというふうには思います、現時点では遺跡であるというふうな確証が得がたいものでございますので、今後

の推移を見守っていききたいというふうを考えているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私が今質問をさせていただいてありますが、先ほど教育長のほうからもありましたように、観光地あるいは興味のある方に来ていただければそれでいいわけでありまして、何も教育委員会がこの石は価値がありますよなんて言ってもらわなくても結構なんです。私としては、

そういうものだなというふうに思っておりますし、全国にこういった興味のある方は大勢いますし、パソコンなどにもアクセスなどもどんどん来ておるといふふうに聞いておりますので、そういったところで好きな方、興味のある方にとっては非常に価値があるものでありますので、そういうことなのかなというふうに思っているところであります。

東日本大震災を経験した我々世代は、これから来るであろう災害に備えなければなりません。田代の巨石は不安定と思われる続石の巨石であってもびくともしませんでした。

我々現代人も古代人の残した遺物から知恵を学び取る必要があります。超古代人の築いた巨石文化は現在忘れ去られようとしております。まだまだ山深くに眠っております。太陽の光を確認する田代の巨石の類いは今のところ岐阜県金山巨石群、愛媛県松山市白石の鼻と言われるものの、全国3例しかありません。大切に保存しなければならぬと思っております。

市長の見解があればお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては田代地区というのは出羽三山の山岳信仰で栄えた葉山の中腹に位置するさまざまな地域資源を有しているところであって、里山の風景など美しい自然も色濃く残っている、そういう意味で日本の原風景とい

うふうに言われた方もこれ一理があるのかなというふうに私も思っております。

そして、この巨石については御提案のように興味を持たれている方々にとっては田代地区を訪れて、あわせて地域の魅力なども知っていただいて、いろんな情報を発信していくことについては大変ありがたいことだし、そういうことが地域づくりを後押しする取り組みになっていくんだろうというふうに思いますので、議員からお聞きをした内容などについてぜひ地域の皆さんともいろいろ情報交換をしながら、共有をしながら何ができるか考えていききたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 御答弁ありがとうございます。私もできれば多くの皆様に来ていただいて田代をにぎやかにしていきたいなというふうに思っておりますので、少しは興味を持って今後してみたいなというふうに思っているところであります。

次に、通告番号21番、姉妹都市交流の考え方についてお伺いいたします。

先月21日の読売新聞によれば、日韓関係の悪化を影響とした韓国人訪問客の減少がとまらないと、10月の韓国人客は過去最低最悪水準の前年度比65%減となり、訪日客全体もマイナスに転じた。日韓とも航空観光業の打撃は深刻だ。政治リスクの影響が大きい近隣国への依存度を下げられるためにも幅広い地域から訪問客拡大が求められていると掲載がありました。

これまで行政を初め、民間団体、農協、文化スポーツ団体など多方面での交流を続け、2020年東京オリンピック・パラリンピックのスケートボードホストタウンになるなど交流も深めてきましたが、このような状況であるときこそ姉妹都市交流をもっともっと進めるべきと思質問をさせていただきます。

まず、寒河江市と安東市の友好交流を深めて

きた経緯と経過についてお伺いいたしたいと思
います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市と大韓民国安東市との
友好交流のこれまでの経過、歴史などについて、
企画創成課長のほうから具体的にお答えを申し
あげたいと思います。

○柏倉信一議長 企画創成課長。

○中田隆行企画創成課長 お答えいたします。

安東市とは昭和49年2月に姉妹都市締結を行
っておりますが、当時の駐仙台大韓民国領事が
安東市出身で、本市のさくらんぼ栽培に興味を
持たれたことがきっかけとなっております。以
来、相互訪問を中心とした交流を継続しており、
近年の状況としましては、平成26年10月に姉妹
都市締結40周年を記念し、安東市長、市議会議
長を初めとする12名の訪問団を本市にお迎えし、
記念植樹や交流発展宣言を行っております。ま
た、平成27年、29年には議長を初めとする訪問
団が安東市を訪れ、市長、議長と意見交換を行
ったほか、安東国際仮面舞フェスティバルに参
加しております。

なお、先般の渡邊議員の御質問の中でも答弁
しておりますが、本年5月には市長が姉妹都市
締結45周年を記念し2回目の訪問を市国際交流協
会役員の皆様と行っております。

さらに、民間レベルでは、平成7年にJAさ
がえ西村山と安東農協が姉妹農協締結、平成10
年には寒河江さくらんぼロータリークラブと安
東中央ロータリークラブが姉妹クラブの締結を
行っているほか、平成28年には韓国美術協会安
東支部主催の国際儒教文化書芸大会に寒河江市
書道会の会員の皆様が出品し、芸術文化の交流
を図っております。

そのほか、本市においては駐仙台大韓民国総
領事館とも連携を図りながら、交流事業の円滑
な実施に努めております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 どうもありがとうございました。
大変姉妹都市締結してから月日がたっているん
だなというふうに今感じたところであります。
さまざまな事業も行っていただいているんだな
というふうなことでございます。

6年ほど前、先ほどもありましたけれども、
寒河江の議長さんが向こうに行ったときに、ぜ
ひ向こうの議長さんも来てくださいなんていう
ことで、次の年たしか予算もとったんですけれ
ども、流れた経緯もありました。そんなことで、
来年あたりぜひまた復活させて呼んでいただい
ければなというふうに思っているところでござい
ます。

次に、友好交流の現状と評価と課題について
伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大韓民国安東市との姉妹都市締
結以来、45年になって交流を継続しているわけ
でありますけれども、これには相互理解、それ
から信頼関係というものが土台になっているわ
けであります。大変我々としては意義深い45年
なのではなかったかというふうに思います。

交流の経過、先ほど課長のほうからも答弁申
しあげましたが、民間での交流も活発に行われ
ているところでありまして、姉妹都市の意義な
ど市民の皆様からも御理解をいただいていると
いうことになろうかというふうに思います。

今回、来年の東京オリンピック・パラリンピ
ック競技大会の寒河江市のホストタウンを大韓
民国として申請をして今やっているわけであり
ますけれども、その大きな要因には安東市との
姉妹交流がその底辺にあるというふうにも思っ
ているところであります。

御指摘のとおり報道などによりますと韓国か
らの訪日観光客などが激減をしている、航空機
路線の廃止あるいは減便などが行われて、経済
への影響も大変大きい地域もあるというふうにも
聞いているところであります。

私どもは今後とも安東市との深い友好のきずなはこれからもいささかも変わるものではありません。

しかしながら、隣国であって国家間の関係というのは大変やはり重要なものだというふうに思いますので、今後よい方向に向かっていくことを強く期待しているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 市長からもますますこれからはしたいということですので、大変すばらしいなというふうに思っております。

また、友好交流の考え方についてお伺いしますが、一昨年ほど前、10月に安東市をこれまで訪れていなかった寒河江の議員が仮面フェスティバルに合わせて訪問させていただきました。すばらしい壮大な祭りで、行った議員皆さん感動してきたところであります。

また、この方々は歓待を受けてまいりましたし、安東市民は儒教が生まれた誇り高い土地で、先祖や歴史、伝統を大切にす地域であり、現在も文教都市として若者の多い慶尚北道の中心都市でもあります。

政府ではよい関係とは言えない状況であります。民間ではヤフーとラインが経営統合で基本合意され来年10月から実施に向けているということでもあります。こんなときこそ担う若者を含めた各級にわたり姉妹都市と交流を深め、国内外に寒河江のよさをPRと同時に交流のあり方をアピールしてはと思います。ぜひ来年度中にも交流を行っていただきたいと思っております。

もちろん相手国の都合もあるわけですので慎重にしなければなりません。市長の見解を伺いたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことし5月に安東市長、權寧世市長のところに訪問をして懇談をした際には、安東市においても最近人口が減少しているんだというような、出生率も低下して若者が都市

部へ流出しているというふうなことを大変懸念しているというお話をお伺いをして、寒河江市と同様な課題を抱えているというふうに認識をしたところであります。

今回は45周年ということでお邪魔をいたしましたが、權寧世市長からは周年事業にこだわらず必要に応じて随時交流を深めていきたいというような御提案をいただいたところであります。

私のほうからは、寒河江にはグリバーさげえというところがあるわけでありまして、また、安東市には安東湖があつて、あちらでもカヌー競技が行われているということでもあります。カヌーなどを初めとしたスポーツを通じた交流ができないのかどうかなどということでも話をさせていただいたところでありますので、今後、5月の懇談の内容なども含めて幅広い分野での交流ができるように具体的な事業について検討していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、姉妹都市交流についてはその事業の趣旨というものを明確にして、また、市民の皆さんから御理解をいただきながら、実のある交流事業が展開できるように努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

寒河江市では姉妹都市交流として大韓民国安東市、それからトルコ共和国のギレスン市、国内では神奈川県寒川町と長年にわたり交流をしてまいりました。お互い歴史や文化の違いはあるものの、お互いを理解し合い長年交流を深めてこられたことはすばらしいことでもあります。これまでおつき合いをしていただいた諸先輩方に敬意を表し、今後ともさらなる交流の発展を願うところであります。

市長の見解があればお伺いして、この質問は終わりたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますけれども、これまでの姉妹都市の3つの都市と長い間にわたって交流を深めてきましたが、交流を深めてきたこと自体が寒河江市の歴史でもあるし、我々の誇りでもありますから、そういったところを大変大事にしながら、さらに新しい時代の交流のあり方なども含めて検討していきながら、さらに一層のきずなを深めていく事業を展開していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変御答弁ありがとうございます。これからさらなるお互いの発展ができればいいのかなというふうに思っているところがあります。

次に、通告番号22番、公園のあり方について伺います。

市内にあります公園は、児童公園、都市公園、近隣公園などさまざまな公園があると思います。国の補助金や県の補助金、日赤あるいは赤い羽根の補助金などさまざまあると思いますが、現在寒河江市が管理している公園並びに把握している公園の仕分けと箇所数、そして対応について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市が管理する公園の種類と数、その対応ということでありますので、建設管理課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

市が管理する公園の種別とその数についてでございますが、市が管理する公園には市の都市計画で位置づけられ都市計画区域内に設置されている都市公園と、宅地開発を行う際に設置が義務づけられている開発緑地、そして、それ以外の市所有の土地につくられた公園に大別され

ます。

都市公園につきましては、その公園施設の状況により総合公園、街区公園、広場公園、近隣公園、都市緑地などに区別区分されます。

それぞれの公園の数でございますが、総合公園は寒河江公園の1カ所、街区公園は八幡原第1公園など22カ所、広場公園はほなみ団地第1号公園など11カ所、近隣公園は西根公園など4カ所、都市緑地は最上川寒河江緑地など8カ所で、都市公園としては合計46カ所となります。

また、開発緑地は59カ所、その他の公園は21カ所となっております、市全体として126カ所の公園を管理しております。

なお、市内に54カ所の児童遊園が設置されておりますが、これにつきましては町会などが設置者であり、遊具等の設置に際しては市の社会福祉協議会から補助金が交付されておりますが、管理につきましては全て設置町会などが行っているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 改めてお伺いをしますと、126カ所ということで大変多い数だなということを改めて感じた次第であります。

市民の声としてはほとんど利用されていない公園も多く見られると。雑草取りや落ち葉片づけなど、本当に町会の方々も管理に大変御苦勞をされている公園がいっぱいあるということでもあります。利用されていない公園はないのかという声もあります。

現在の維持管理の内容について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 維持管理の内容についても建設管理課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

市が管理する公園につきましては、それぞれ

の公園が存在する町会などに通常の維持管理について御協力をいただいております。

内容としましては、それぞれの町会などの都合に合わせ頻度などは自由に決めていただき、公園内の除草、ごみ拾い、トイレがある場合には定期的なトイレ清掃、樹木がある場合には落ち葉の清掃、公園の使用に際して邪魔になるような下枝の剪定などをお願いしており、これに対しては年1回、少額ではありますが市から報償をお出ししております。

なお、遊具等については毎年専門業者への委託により安全点検を実施し、市において修繕、更新等を行っているほか、高木の剪定については各町会から連絡や要望があった場合に状況を確認し、専門業者に委託しているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 答弁ありがとうございます。

町会や委員の方には幾ばくかはお支払いして管理をいただいているところもあるという話でございました。

最後に、今後における対策と用途変更なども含めてこんなことができないのかなということでお伺いをしていきたいと思っております。

例えばあそこの郵便局、寒河江市の郵便局の向かいにある公園ですが、木が鬱蒼と茂り暗くてトイレも古く、利用されている方はほとんど見かけたことがありません。先月末には落ち葉が落ち、町会関係者も掃除をしても次々と落ち葉が落ち、見た目も悪い状況が続いております。

このような場所についてはきれいに整備をして、駐車場や災害時の避難場所としてはどうかというふうに思います。そうすれば、一時的には金はかかりますが管理費は極端に減るものと思っております。

また、ひがし公民館や郵便局、金融機関、飲食店なども駐車場になれば利用できるわけでありますので、こういった利用はできないものな

のか。その他にも使われないような公園の用途を変更するなどして、思い切って宅地として販売するなどにはできないのか、御意見を伺いたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の寒河江郵便局向かいの公園、これ丸内緑地というふうに言っておりますけれども、この緑地については都市公園の中の都市緑地に該当する公園というふうに位置づけられております。昭和56年に供用が開始されて38年が経過しているところであります。

いきさつとしては、昭和56年ごろに県道天童大江線の道路新設の事業に合わせて周辺の東寒河江地区の都市整備が行われて、寒河江城址の保全も含めて良好な都市環境を形成するという目的で整備されて、樹木の植栽などによる緑のオープンスペース確保のためなどもあって整備されてきているものであります。

今、都市緑地、都市公園ということを申しあげましたが、都市公園というのは都市公園法によって整備がされてきているのであります、都市公園法というのは大変基本的に保存ということが強く掲げられています。つまり用途変更など廃止するなどという場合は非常に限定的でありまして、そういうようなものは大変ハードルが高いというふうになっております。

用途変更、つまり廃止が可能な場合としては、廃止しようとする都市公園の代替となる公園が周辺に設置された場合でありますとか、都市計画事業に伴い公園以外の施設に変更する場合、または人口が減少によって廃止したほうが公益的であると判断される場合などに非常に限られているというふうになっておりますので、そういう意味では御提案ありましたような用途変更というのはかなり難しいというふうに考えられますけれども、工法などいろいろ御提案もありましたが、いろいろ工夫をしてその利活用を工夫していく、工法などを検討してその利活用を

工夫していくということを考えてみたいというふうに思っております。

また、御質問にもありましたとおり、高齢化あるいは市中心部の人口減少などによって大変公園の管理作業が難しく、大変厳しくなっているというような御意見もさまざまな地域からいただいているのも事実でありまして、先ほど数を申しあげましたが、どの公園も開設してから結構な年数がたっているということは、樹木も大木になっているというようなことがあって、その落ち葉の量も多くなっているということがありますので、もちろん剪定なども小まめにしていくことにいたしますけれども、それだけでなくてやはり思い切って樹木を大胆に伐採するなどということをしていかないと、公園管理にかかわる町会などの皆さんの負担を軽減することになっていかないだろうというふうに思われますので、できるだけそういう対応をいろいろ検討して地域の皆さんと相談をしながらしていきたいというふうに思います。

それからもう一つだけ、開発緑地というものも申しあげましたが、昨年度地元の町会の皆さんからの要望があって、除雪の雪押し場として活用できるようにフェンスを撤去したり障害となる樹木を伐採などをして改良を行ったという、そういう事例もつくらせていただきましたので、地域によってそういう要望があって、これから冬の期間になりますけれども、要望があれば我々もできるだけ対応を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変ありがとうございます。

先ほど市長が言われたようにハードルが高いかいろいろな問題があって、するのも大変なんだということでもありますけれども、やはりあそこの公園を見ると先ほど市長が言ったように木も大きくなってもう剪定するのも大変なような状況でありますし、落ち葉が落ちる量も半端

でないぐらい多くて、近所の方も片づけなんかしていただいているんですけども、幾ら片づけてもきれいにならないということでもありますし、市の職員には優秀な方がこれほどいるわけですから、どんな難問にも立ち向かってきれいにしていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、土地開発公社を初め民間業者の開発による土地の開発に伴い一定程度の緑地が義務づけられております。この体系は決して満足できるとは言にくい状況と感じております。

将来近隣住民の負担を軽くするためにも行政の主導のあり方が課題と思います。今後の対策について要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号23番、24番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 今回の一般質問、10人目となります、後藤健一郎です。

私の前の一般質問で関連する事項もありましたので、そういうことも踏まえながら早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告番号23番、寒河江公園の整備と維持管理についてです。

平成25年度に寒河江公園再整備基本計画が策定されました。寒河江公園をつつじ園、歴史とさくらの丘、青空広場、多目的運動広場、アカマツ林育成、花木林の6つのゾーンと市野球場、アクセス道路、駐車場の3つの施設について順次整備を行っていく計画となっております。現在の進行状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園再整備計画の進捗状況について建設管理課長のほうから具体的にお

答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

○**土田理一建設管理課長** お答えいたします。

寒河江公園再整備計画につきましては、御案内のとおり都市計画決定しております公園区域を54.1ヘクタールを6つのゾーンに分け整備を進めるとともに、アクセス道路の整備や施設の経年劣化を解消し、1年を通して楽しむことができる花咲か山とすべく、さらなる魅力づくりを目指して整備事業に取り組んでおります。

再整備計画の進行状況でございますが、これまでは、平成26年度から29年度までの4カ年をかけて公園南側からの進入路、市道寒河江公園アクセス線の整備を事業費約3億円を投じて整備しております。また、平成26年度には市制施行60周年記念事業に合わせ、つつじ園の拡張工事及び園路新設工事を事業費約3,600万円を実施しております。

本年度からはさくらの丘並びに青空広場ゾーンの整備に向け、公園用地、さくらの丘、外5カ所ですが、民地の境界復元に取り組んでおり、今後有利な補助事業などの活用を図りながら青空広場ゾーンの整備を進めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御答弁ありがとうございます。

今答弁を伺いまして、さまざまところが現在進行しているということがわかりました。

しかし、今おっしゃったアクセス道路なんかは非常にいい例なんですけれども、ぱっと見でやはり劇的に変わらないとなかなか市民の皆さんには伝わりづらいというところがあるかと思えます。

私は議員という立場でありますので、いろいろな機会で市長あるいは担当課の方から進捗状況というものを伺うことができます。しかしながら、市民の皆さんが全てそうかという、やはりそうではない方のほうが多いと思えます。

したがって、平成25年の3月から4月にかけてパブリックコメントを実施しておりますので、市民の方の中にはいつあの計画のように変わるんだらうと思っていらっしゃる方もある程度いらっしゃると思えます。

先ほど申しあげたとおり劇的に変わらないとなかなか取り組んでいることが市民の皆さんには伝わりづらいので、こういった長期にわたる大がかりな計画に関しては定期的に市民の皆さんへ進捗状況をお伝えしていかなければならないと思えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おっしゃるとおり、なかなか計画が市民の皆さんにその進捗状況がわからないということがあろうかと思えます。劇的に変わらなければわからない。

劇的に変わるというのはどういうことかという、やはり道路が新しく切れたり、今まで咲かなかった花が一気に咲いたりとか、そういうことになるんだらうというふうに思いますが、そのためのいろんな努力をしているわけなので、やはり市報とかいろんな機会を通じて進捗状況などを定期的にお知らせをして、また新しい話題なども提供しながら、長岡山寒河江公園の状況などもお知らせしていきたいというふうに思えますので、よろしく願いを申しあげます。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。そうですね、できるだけ丁寧にお伝えしていただければと思います。

この件に限らず、もちろん行政関係に限らずなんですけれども、やはり動きがわからないというのが一番もやもやするというか、要らぬ疑問を持たれるようなことになると思えますので、ぜひ丁寧に市民の皆さんへお伝えしていただければと思います。

寒河江公園の再整備に関しましては早急に進めていただきたいというところもありますけれ

ども、日本全体を見ますと公園の新設や拡張は一段落し、国や県などからの整備に関しての有利な補助というのはなかなか今ないという状況だと思っておりますので、その辺に関してはできるだけ今後も見据えながらいい補助事業とかあればどんどん進めるというような形でやっていただきたいと思っております。

とは申しまして、これからの人口減少時代は、新設拡張も大事なのですが、今あるものをどうやって維持管理していくかが非常に重要になります。

その現状とか重要性についてはもうつい先ほどの沖津議員の質問にありましたし、市長の御答弁にもありましたので割愛させていただきますけれども、よく自治体の時限爆弾と言われますが、間もなく高度成長期に整備されたものが一気に更新の時期を迎えますので、今後の人口動態を見据えて整備するものは整備する、あるいは集約して整備する、取り壊すものは取り壊すということが重要になりますので、寒河江市でも平成28年に公共施設等総合管理計画を策定しております。

その計画を見ますと、対象施設、1、建築系施設、11の類型に分類した箱物等67施設、2、インフラ系施設、道路、上下水道、公園となっており、公園も課題を抱える公共施設の1つと捉えていらっしゃるのことがわかります。

公共施設の老朽化に伴い維持管理費も増大傾向にあることから、壊れてから直す事後的な維持管理ではなく、壊れる前に直す予防保全的な維持管理を行うことにより、施設の安全性の確保や修繕に要する費用を縮減するため、建築系施設はもちろん、総合公園や都市公園の長寿命化計画を策定している自治体も少なくありません。

話を寒河江公園に戻しますけれども、これまで先輩方あるいは同僚議員の質問で何度か取り上げられましたつつじ園、こちらのつつじは最

近樹勢が落ちてきており、さまざまな手段を用いても回復には数年かかるといった答弁があったかと思います。先ほど申しあげたとおり、事後的な維持管理は予防保全的な維持管理よりもコストも時間もかかります。余りよい話ではありませんけれども、つつじ園のつつじはまさにその話のとおりになっているのではないかと私は感じるところであります。

さて、さくらの丘の桜ですが、桜の開花状況を見ますと、気象状況や品種の違う桜を植樹していることを踏まえた上でも、私はやはりさくらの丘の全体の樹勢が落ちてきているように感じます。さくらの丘の現状について伺います。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員からさくらの丘の現状についての御質問をいただきましたが、関係者の方に見ていただいて御意見なども頂戴しておりますので、建設管理課長のほうから御答弁を申しあげたいと思っております。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

○**土田理一建設管理課長** お答えいたします。

さくらの丘の桜の木を初め、寒河江公園内に植栽している松などの樹木につきましては、市内の造園関係企業4社で組織されている寒河江ランドスケープクラブが、ボランティア活動の一環として毎年作業箇所を決め剪定作業を実施してござっております。ことしも春先にさくらの丘の桜の木の剪定作業を行っていただきました。

その折に病気や害虫の被害状況について確認していただきましたが、目立った病虫害の被害は発生していないとのことで、樹齢が古くなっ

てきたためにそれぞれの桜の品種の特性が強くなるようになり、開花期のずれが大きくなっていると思われるとのことであります。

しかし、八重桜につきましては高齢化により樹勢が衰えていること、その他の種類の桜については大木となったために過密状態となっていることに加え、葛などの雑草が旺盛なため、生育環境としてはよい状況ではないとの御意見もいただいているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、さくらの丘の桜の木の樹勢、さくらの丘だけではなくて寒河江公園全体を見ていただいているということでございましたけれども、その報告をしていただきました。

桜の木の樹勢もそうなんですけれども、今さくらの丘全体という形で見てみますと、現状は桜の咲く春を過ぎると遊歩道はどこが遊歩道なのかわからないぐらい雑草が生い茂っておりまして、とても遊歩道を散歩できるような状態ではございません。そして、今御答弁していただきましたけれども、やはり斜面は葛に覆われておりまして、場所によっては桜の木も葛に絡まれたり覆われたりとしているような状況でございます。その点から、今の御答弁にもありましたけれども、やはり生育環境が余りよくない状態で、その周りの雑草とか桜以外の影響というものが非常に大きく今出てきているのではないかと私は考えております。

そのほか、現状もそうなんですけれども、さくらの丘のすぐ横を通る形でアクセス道路ができましたので、さくらの丘の現状を目にする方がふえたためだと思っておりますけれども、やはり維持管理にこれでいいのかというふうに疑問を感じている市民の方からも声をいただいております。

つつじ園はシルバー人材センターさんへの委託、さくらの丘は市直営で管理をしているという答弁が以前あったかと思っておりますけれども、さ

くらの丘の管理に関してそのときどんなことをしているのかお答えいただいておりますので、私は今年度どれぐらいの予算をとっているのか数字でお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらの丘の維持管理の予算について御質問いただきましたので、これも建設管理課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

6月定例会の安孫子議員の御質問にお答えしましたとおり、さくらの丘の維持管理につきましては草刈りなどの除草作業が主なものとなり、一部市のシルバー人材センターに委託して実施するほかは市直営により適宜除草作業などを実施しております。

これに加えまして、ボランティアを募っての除草や清掃等活動を一昨年から年に2回実施しておりますが、本年度これまでに支出しているさくらの丘に関する維持管理費用としましては、除草関係の消耗品や燃料費など約50万円となっております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、明確に数字でお答えいただきました。50万円という数字でございます。

「桜切るばか、梅切らぬばか」という言葉がありますけれども、確かに桜の木自体は率先して手入れをするものではないかもしれませんが、必要な事態になればということだと思っておりますけれども、やはり今のその50万円という金額を聞くと、私はちょっとあの広さで50万円というのは非常に少ないなというのが私の率直な感想でございます。

私たち関係者は、今御説明もいただきましたけれども、天候とか樹齢によってというところを話を聞いてやむを得ない部分があるのかなというふうに理解はいたします。しかしながら、

市民の皆さん、そして訪れる観光客の皆さんがそう思って納得していただけるかという、なかなかそうではないと言わざるを得ないと思います。やはり、そのためには、先ほどから私何回も言っていますけれども、劇的に変わる目に見える形でやっていかなくてはいけないなと思うところでもあります。

例えば近隣の桜の名所と言えば霞城公園がすぐ思いつくんですけども、こちらは花見客が訪れる場所の枯れ枝の除去だけで毎年200万から250万円ほどの予算をとっているということでした。また、南陽市の桜の名所、烏帽子山公園では約150万円の公園維持管理費をとっており、そのほか桜の樹勢回復のために200万円、桜更新木植栽や土壌改良などにも予算をとっているということでございます。

もちろん規模や状況が異なりますので一概に言えませんが、私はやはり先ほど上がった金額ではさくらの丘の公園としての維持管理費としてはやはり足りないのではないかと思います。

公共施設などの維持保全の実施に当たっては、最終的な責任は公共施設などの管理主体である市にあります。限られた職員で公共施設などの維持保全を行うには限界があります。これからの公共施設などの日常的な維持保全に当たっては、できる範囲の中で市民が参画できるように促します。そのため地域で必要な公共施設などを「みんなで支える」理念の普及に努め、市民が協力・実践できる体制づくりを検討します。これはさきに申しあげた寒河江市公共施設等総合管理計画に書いてある文章でございます。

私も今の時代、公共の場を全て行政が管理するというのは非常に難しい話だと思いますし、郷土愛を育む、あるいは市民の方々の市政への参画意識というものの向上のためにも、ことし10月は天候により中止となりますけれども、年2回行っていただいているボランティアによるさくらの丘の草刈り、市長にも御参加いただい

ておりますけれども、ああいった形で広く皆さんから行っていただくというのは、これはやはり必要ですし、素晴らしいことだと思います。

しかしながら、3万平方メートルという広大な敷地で、なおかつ斜面でありますので、維持管理に関してボランティアの方を頼って行うというのはやはり限度があるかと思えます。

近隣住民の方にお話を伺ったところ、さくらの丘になる前はブドウ棚があったと。そのときはこのように雑草で覆い尽くされるようなことはなかった。寒河江公園の再整備計画では現在果樹園のところを公園として整備されることになっている。その場所は今は果樹園なので手入れが行き届いているが、公園になったら同じような状況になってしまわないだろうかという管理について危惧をされておりました。

私が申しあげるまでもございませぬが、建物や橋、道路などがつくられてからその役割を終えるまでの費用、ライフサイクルコストで見ますと、公共施設は最初にかかる建設費というものに一番目が行きますけれども、その割合は全体のうちのおよそ2割。その施設を適切に維持管理し、最終的には解体するまでで8割。つまり建設にかかった費用のおよそ4倍の費用が最後までにはかかると言われております。公園は建築物とは違いますので割合はこうではないとは思いますが、いずれにしろ建設時の費用の何倍もその後お金がかかるということは共通していることかと思えます。

ちなみに、寒河江公園再整備基本計画の公園管理の現況には、都市公園の1平方メートル当たりの管理費は全国で302円、山形県では174円、本市では109円となっており、全国、県と比較して低額という状況になっておりますというふうに記載されております。

つつじ園は植栽されてから40年以上、さくらの丘の桜の木は植栽されてから30年以上たっておりますので、寒河江公園の整備をしつつも同

時進行で維持管理にも力を入れていかなければならないと思いますが、寒河江公園の今後について、特に維持管理の費用という点について市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま後藤議員から御指摘のとおり、寒河江公園、現在供用を開始している部分だけでも33ヘクタールと大変広大な面積になっておりますので、その維持管理にもそれなりの費用がかかってくるというふうになっております。

ただ、るる御指摘ありましたとおり、つつじ園、それからさくらの丘については名所として市民はもとより多くの観光客の皆さんから来ていただく、そういう場所になっておりますので、近年大変樹勢が落ちているということ、つつじ園についても桜についても言われておりますから、我々としてはその維持管理をきちっと整えて魅力ある公園にしていかなければならないというふうに考えております。

今年度少し補正予算などもさせていただいて、つつじについては早期の樹勢回復なども取り組ませていただいておりますけれども、なかなかお話を聞くとやはり単発的な対応では将来的に良好な維持管理にはなかなか難しいというような御指摘も受けております。これまでの維持管理体制、どこが不足していたのか、改善すべき点はどうかなどということを造園関係業者などの皆さんからいろいろアドバイスをいただいているところであります。

また、今までの委託体制、委託という形のかにやはり指定管理方式などということもとっていく必要があるのかどうかなどについて検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

そういった施設の整備はもちろんでありますけれども、御指摘のような維持管理、特に公園などについてはその維持管理のほうが大変重要

であろうというふうに思いますので、寒河江の顔であるわけでありますので、ぜひ適切な維持管理、管理の充実に一層努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。今御答弁いただいて非常に具体的な内容も出てきたので、私はもう非常にそこについては安心をしているところであります。

一番最初冒頭に申しあげたところにも関連するんですけども、やはり公園とか建物ってつくるときは国から有利な補助があったりするんですけども、さっき言ったとおりつくるときは全体の2割と。ここに対しては補助があると。

でも、維持管理の、あと終わるまで8割お金がかかると。ここは補助がないので自前でやっつけていかなくはいけないということで、非常にやはり予算がかかるし、なかなか最初つくったときはそこまで、別に寒河江市がどうこうということではなくて、どうしてもつくるときはいけれども、その後の予算までどうしてもなかなか見られないというところが寒河江だけではなく全国的な公共施設等の傾向かと思えます。

公園に関して言いますと、国の方針もこれまでは経済成長とか人口増加というものを背景に緑とオープンスペースの量の整備を急いでおりましたけれども、社会の成熟化、市民の価値観の多様化を背景に緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に引き出すことを推進するというほうに今国のほうでは方針を転換しているようです。

さっきの沖津議員の答弁で市長おっしゃってございましたけれども、都市公園法ですね。こちら2017年に一部改正されておまして、公募設置管理制度、パークPFIの支援制度というものも創設されておりますし、それに前後して公民連携で都市公園を利活用して、維持管理ということではなくてそれを利活用して稼ぐスパー

スにするという取り組みが全国各地で行われております。

いわゆるパークマネジメントと言われていることなんですけれども、都市公園の維持管理、利活用にはさまざまな手段、方法があります。やはりそういった手段を考慮して、先ほどもう具体的な話、指定管理という名前も挙げていただいておりますけれども、市直営だけではなくていろんな方法を検討していただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを再度その点について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますけれども、寒河江公園、花咲か山でありますし、市民の憩いの場所、市民が誇る公園でありますので、何としても特に花については毎年きれいに咲き誇る、そして、春あるいは初夏を告げる花を市民の皆さんに見ていただく、そういう場所に今後ともしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味でいろんな手法を駆使しながら、知恵を出し合いながら、さらに市民の皆さんからもいろいろ御協力をいただきながら、その復活を果たしていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

ぜひ今ある資源を有効に活用しつつ、そして寒河江の顔ということでしたので、寒河江市民が誇れる場所にしていただきますようお願い申しあげて、この質問に関しては終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、通告番号24番、新学習指導要領実施に伴う小学校の取り組みについてであります。

学習指導要領は10年に一度改訂され、全国どの地域で教育を受けても一定水準の教育を受けられるように定められている基準であり、各学

校はこの学習指導要領に基づいてカリキュラムを編成をしております。

ことし4月から幼稚園、来年4月から小学校、2021年4月から中学校、2022年から高校が全面实施となります。今回の一般質問はすぐそこに迫っております小学校に絞って伺いたいと思います。

以降、学習指導要領改訂の全面实施を新学習指導要領とさせていただきます。

前回、脱ゆとりということで授業時間数の増加や新たに外国語活動が盛り込まれました。新学習指導要領では、予測困難な時代にあってもみずから学び、みずから考え、行動できる生きる力を育むことを目指すとしております。

新学習指導要領について寒河江市としてどのように取り組んでいくのか、各学校にどのような指導をするのか。ことは移行期間になっておりますので、もう既に行っていることもあるかと思っておりますけれども、それらを含めて伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員から御指摘ありましたように、来年4月から小学校においては全面实施というふうになります。そのため、小学校において新学習指導要領の趣旨、先ほど議員からもございましたけれども、そういった趣旨を十分に踏まえた教育課程の編成、実施がなされるように、これまでも校長会、教頭会、教務主任会、また指導主事等による学校訪問などで指導助言をしてまいりました。各学校においても移行措置の内容に基づいて適正な教育活動が行われているというふうに認識しております。

新学習指導要領の実施に当たっては、道徳の教科化、それから3、4年生への外国語活動の追加の導入、それから5、6年では外国語、今度は活動ではなくて教科になるわけですが、そういったものの導入、そして、プログラミング教育の導入というものが大きな課題であるとい

うふうに認識しております。

道徳の教科化につきましては、平成28、29年度に市の教育研究所において道徳の教科化に向けた研究に取り組んでおります。教科化に向けて土台となる全体計画の作成、それから評価について情報交換しながら研修することで各学校で準備を整えて、昨年度からもう既に先行実施しているというふうな状況でございます。

外国語活動と外国語科への対応につきましては、昨年度と今年度の2カ年で市の英語教育推進会議と共催をしまして、先生方が実際に授業を見合ったり、また、全国学テの中学校の英語の話すことという部分のそういった問題を解いたりするなどして、指導と評価について研修会を実施して、それらを各学校で生かしながら準備を進めているといったところでございます。

また、今年度から3、4年生では年間35時間、週にしますと1時間ですけれども、外国語活動を実施しておりますし、5、6年生につきましては年間70時間、週2時間の外国語科の授業を先行実施しているといった状況であります。

そのためにアメリカ人の外国語指導助手、ALTを3名配置していることに加えまして、昨年度よりは外国語活動の授業支援あるいは充実推進を目指して、日本人の外国語指導支援員、AETと言っておりますが、3名を配置しまして、担任教諭と一緒に授業を行うことで質の高い学習指導要領に対応した学習になるように取り組みを進めているといったところでございます。

プログラミング教育につきましては、全ての教科等でコンピューターを利用して論理的思考力を身につけさせるというものが狙いでありまますので、今年度は北村山の視聴覚センターの指導主事から学習の進め方というテーマで研修会を実施しておりますし、教頭会においても県の教育センターから指導主事を招聘して小学校プログラミング教育についてというテーマで講義

と演習を行っております。

また、次年度からのプログラム学習を効果的に行えるようにということで、今年度全ての小学校に1クラスの児童が全員使用できるようにということで、290台のタブレットを導入しておりますので、それらを有効に活用しながら次年度の指導にしっかりとつながるよう研究をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしましても、教育委員会としましては各学校において次年度からの新学習指導要領による教育課程が円滑かつ効果的に実施されるように、引き続き教育委員会として指導してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁ありがとうございます。

今もう具体的な内容までも教育長のほうから御説明いただいたので、簡単に言えばプログラミング学習が始まる、道徳が教科になると、そして、外国語活動から現行の5、6年生から3、4年生に早まって、しかも5、6年生になっては正式な教科になるということで、非常に今簡単に御説明いただきましたけれども、すごくボリュームある内容を今年度からもう実施いただいているところであります。

また、今回の学習指導要領によって6年間の標準授業時数は現行の5,645時間から5,785時間と、非常にこちらも増加いたします。先ほど御説明いただいたとおり、新しい内容も盛り込まれるし授業もふえると。そうなるとやはり先生方は、教材やカリキュラムなど授業の全てを根本からもう見直さなくてはいけないという状態になっております。また、何を教えるかだけではなくて、どう教えるか、今以上の工夫が必要になり、労働時間の増加が心配されております。

文部科学省、以下文科省としますけれども、新学習指導要領では、学校教育の効果を常に検証し改善することをカリキュラムマネジメントの方策にもしております。

現状でも先生方の長時間労働は非常に問題視されておりまして、2019年1月、文科省の中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を取りまとめております。

もう既に学校で働き方改革の取り組みが始まっているかと思えますけれども、この先生方の働き方改革について寒河江市ではどのように考え指導しているのか、こちらもう既に行っているところがあると思えますので、そういった部分を含めて伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員から御指摘のありました2019年1月の中教審で出されました学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申が取りまとめられて、その取り組みが全国で進められていますと。

その答申の中ではこのような言い方をしています。子供のためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであればそれは子供のためにはならないと、こういうふうに述べております。

さらに、学校における働き方改革の目的について、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職の人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること、ということが働き方改革の目的として述べられております。

しかしながら、実際には公立小学校の教員は授業や学習への対応だけではなくて、子供たちの生徒指導上の問題あるいは事故への対応、保護者との相談等への対応など、勤務時間外に及ぶ業務が日常的に少なくないといった現状がございます。

教育委員会としましても、本市の教職員の勤務実態把握のために、文科省で定めた公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものがございまして、それに基づいて時間外勤務時間の状況の把握を行っておりますけれども、ことし7月から調査を開始しておりますが、小学校教諭の時間外勤務は7月と9月が約4割の教員が文科省のガイドラインで定めます月45時間を上回る時間外勤務を行っているという実態がございました。まずは業務の精選、削減、効率化、改善を図っていくことで、このガイドラインで定められた月45時間、年間360時間の実効性を高めることが重要だというふうに考えているところでございます。

学校の働き方改革につきましては、県の教育委員会でも昨年度に働き方改革の取り組みの手引というものを策定しております。業務削減につながる効果的な取り組み事例を紹介して、それを各学校への活用を促すとともに、今年度はさらに事例の共有化と意識改革、そして、地域、保護者に向けた啓発を進めるためにリーフレット「働き方改革通信」というものを毎月発行しております。

各学校でもこれらを参考にして現状を分析し、実現可能なものから精選しながら、教職員で知恵を出し、議論を通して時間外勤務の削減に向けて取り組んでいるというところでございます。各学校からは、学力向上支援員等の活用、学校行事の日程やその取り組みの見直し、定時退校日や午前授業とするゆとりデーの設定、日課表の見直し、PTA活動の見直し等が働き方改革の具体的な事例として報告されているところでございます。

教育委員会としましても、各学校の取り組みを評価をしながら、今後策定が予定されております山形県公立学校における働き方改革プランの動向も注視して、働き方改革にかかわる事例等についても積極的に情報提供を行って、各学

校の実情に応じた勤務時間内の業務改善について適切に指導、そして学校における働き方改革の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今非常に、働き方、改革の内容もそうなんですけれども、現状に関して非常に今7月からの調査で4割の方が基準よりも上回っているというんでしょうか、という状態になっているというお話を聞いて、非常に重い報告だなと思って聞かせていただきました。

現状もそうなんですけれども、来年から新しい新学習指導要領が始まるというと、授業数も今よりもふえると。そして、新しい教科もふえると。教え方もまた見直さなくてはいけないと。ここを考えただけでももう時間がさらにかかるように感じるんですが、でも、先生方の働き方改革も進めなくてはいけない。要は時間を圧縮しなくてはいけないと。非常にこれは難しいところになっていると思います。

そうなってくると、どうしても教科書以外の学習、学校行事とか課外活動をやはり見直して削らざるを得なくなってくるかと思えます。

もうその動きは既に出ておまして、例えば市全体ですと、先日の渡邊議員の質問にもありましたけれども、来年から市の陸上競技大会と水泳大会が廃止となります。やはりこの2つの大会は先生たちが運営しておりますので、もちろん競技内容とかもそうだと思うんですが、やはりその大会運営のために先生たちが不在になると。学校によっては自習をしなくてはならないというようなところも出てくるというところは、もうこれは何とも改善できないところだったのかなと私は思うところであります。

そのほか、大会とかに限らず、これまで各学校で行っていた行事、例えば私たちの時代だったら当たり前のように感じていた、やっていた行事なども学校側と保護者とで話し合っている

ところもあると。PTA活動の見直しなんていうお話も先ほどありましたけれども、そういうところがあると聞いております。

今後この動きはどんどん加速し、どんどんこういった課外活動とか教科書以外の学習の時間が廃止もしくは削減、縮小していくことになってくると思いますし、これはもう変えようがないところではないかなと思っています。

ただ、そうなってくると、学校は教科書の学習の場所だけになってくるのではないかということ私には危惧しております。そして、私たちはしようがない、こういうものもあるし、新しいものもあると思うんですけれども、果たしてこれが子供たち中心の取り組みなのかと考えると、ちょっとどうなんだろうというところが私の中にはあります。

子供たちはどんな才能を持って生まれたかわかりません。そして、その才能がいつ開花するかもわかりませんし、何がきっかけでその才能が目覚めるのかもわかりません。学習以外で才能を開花させて活躍できる子のステージを奪ってしまうのではないかと。実際先ほどの話あったとおりですが、陸上と例えば水泳が得意だった子は、クラスではなくて学校全体から応援してもらえると市の大大会がなくなることにより、全体から応援してもらえない機会、輝けるステージが1つなくなってしまったわけですし、教科書の学習だけであれば、学習指導要領はそういう意味合いなんですけれども、全国結局どこでも同じ教育となってしまうと、山形らしさ、さがえっ子らしさというものがどんどんなくなっていくんじゃないだろうか。Uターンのきっかけは自分のふるさとの思い出も要因の1つと言われていますけれども、ではその小さいときに寒河江で学んだこと、寒河江での思い出というものも減ってってしまうんじゃないだろうか。

そもそも教科書の勉強だけで学校が楽しいと

思えるのだろうか、そんな危惧さえ私はしております。そもそも新学習指導要領では生きる力を伸ばすとうたっているのに、教科書以外の学習の時間が削られていくのでは、何か本末転倒のような気さえもしております。

先ほど述べたとおり学習時間をとる。先生たちの働き方改革。そして、今申しあげた教科書以外の学習、課外活動の時間。この兼ね合いというのは物すごく難しい問題になっておりますけれども、今見直しをしております教科書以外の学習、課外活動について寒河江市としてどう考えているのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御質問ありましたけれども、来年度からの新学習指導要領への対応、それから働き方改革も進めなければならない現状では、学校が教科書以外の学習、つまり学校行事や課外活動を削らざるを得なくなって、学校が教科書だけの場所になってしまうのではないかという、こういった危惧されての御質問であるというふうに認識をいたしました。

一方で、新学習指導要領の中で重視されている理念の1つに社会に開かれた教育課程の実現というものがございます。この社会に開かれた教育課程でございますが、これからの時代を生きていく子供たちに必要な資質能力は何かということについて学校と社会が共有化していく。そして、学校、地域、保護者が合意形成を図りながら連携協働して、先ほど議員からございましたけれども、子供たちに生きる力を育むことを第一に考えた学校経営が効率よく行われていくということが求められております。

これまで伝統的に行ってきた学校行事を見直して、縮減あるいは縮小したりしている学校もございます。

また、新学習指導要領の中でうたわれております、子供たちが協力してよりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して集団への帰属

感や連帯感を深め、公共の精神を養うということをお大切にしながら、その活動の意味、意義を問い直して子供たちの学習や活動が地域や社会、実生活とつながって役立つという視点から改めて問い直しをして内容を改善しているという学校もございます。

縮減、縮小あるいは改善、いずれにおきましても、目の前の子供たちの姿、地域の実情を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、校長のリーダーシップのもとに教職員全体でカリキュラムマネジメントを行いながら、各学校が特色ある社会に開かれた教育課程といったものを実現しようとしております。

教科書以外の教材あるいは人材を活用しての特色ある実践ということを例を挙げて申しあげたいというふうに思います。

1つは、高松小学校で昨年度より3カ年間継続で行われております県教育委員会指定の子どもベンチャーマインド事業というものがございます。この事業は、社会とかがわりながらこれからの時代を生き抜くために必要となる起業家精神の基盤となるベンチャーマインドを熟成するという狙いとして、3年生から5年生まで総合的な学習の時間に、地区の特色である果樹栽培や稲作、特産の谷沢梅について地元の北陵果樹研究会あるいは谷沢梅保存会等、地域の方の支援を受けながら農業体験やチェリーランドでの販売を通して、生産、流通、販売等について体験を通して学習をしております。

もう一つは、今年度より市内全小中学校で実施しておりますさがえっ子ライフデザインセミナーでございます。この事業は、寒河江の未来を担うさがえっ子が市内外の各界で活躍している方々の講話等によって将来の人生設計を考え、地元で生きることあるいは家庭をつくることの大切さを学ぶということをお狙いとしております。これまで市内小中学校10校で19回実施しており、残りの3校も今後実施予定であります。

これまでの講師延べ30名でございますが、地元で事業を営む経営者、農家、音楽家、医療関係者、スポーツ関係者と、多数の方から講話をしていただいております。中には、実演とか、子供たちが主体的に課題解決をできるというふうにワークショップ形式を取り入れたりしてくださっている方もおりますし、子供たちが将来の人生設計について考えるきっかけになるとともに、子供たちの郷土愛、家族愛の醸成につながっているものというふうに考えています。

このセミナーは講師の方にとっても子供たちに話す内容を練り上げるという中で、御自分の人生や職業、寒河江についても振り返る貴重な機会になっているというふうに感じております。

教育委員会としましても、今申しあげたこと以外にも、次年度から市内5つの小中学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを先行的に導入して、地域とともにある学校の取り組みを強力に進めていくこととしております。加えて、全ての学校が社会に開かれた教育課程を策定して、学校、家庭、地域連携による魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりがこれまで以上に推進されるように指導と支援をしてまいりたいと考えてございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

さがえっ子の将来を見据えているいろいろな方策をしていただいていると思いますけれども、子供たちとやはり向かい合う時間をふやしながらかも長時間労働を是正すると。非常に相反するように聞こえますけれども、こういったことをなすために知恵を絞らなくてはならないのが今であり、この来年度というのは非常に大きな転換点になると私は考えております。

先週、国際学力調査で日本の読解力が15位と前回より下がったというニュースが流れました。PISAと言われる国際学力調査ですけれども、日本の教育政策はこのPISAに非常に大きく

影響を受けております。前回、2003年に順位が下がったときにはPISAショックと言われて、いわゆる脱ゆとりの教育になるのはこれがあつたせいだと私は思うんですけども、この後授業数がふえてと、脱ゆとりにして、そして、2012年には順位を上げたんですけども、また低下してきたと。

国の政策をここで話すのは違和感がありますし、ここまでこの新学習指導要領について質問しておいてなんですけれども、やはり私はこのニュースを聞いたときはもう学習時間をふやすというのが学力を伸ばすための方策としてちょっと違う方向になってきているのかなというところも感じます。

このニュースを受けて、正式なコメントではないのでお名前を伏せさせていただきますけれども、講演等で全国を飛び回っている教育現場の第一線にいらっしゃる先生に話を聞いたら、子供たちがとても息苦しそうにしていると、そんな状態で数字が上がるはずがない、子供たちが息苦しそうにしているのは子供たちが見ている大人が息苦しそうだからだとおっしゃっていただきました。子供たちが見ている大人というのは、私たち親であったり、そして先生だと思えます。

文科省が6月に公表した新時代の学びを支える先端技術活用推進方策では、目指すべき次世代の学校教育の現場では子供たちのICT活用という教育だけではなくて、校務の効率化というものも含まれておりまして、先生方の働き方改革とあわせてICT活用をどんどん進めていくという自治体も少なくありません。

現在、寒河江でもICT活用によって校務の省力化、効率化を進めていると思えますが、そちらについて今後についても伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 文科省では、子供の力を最大限引き出す学びを実現するとともに、ICTを

基盤とした先進技術を効果的に活用するという
ことで、6月25日に新時代の学びを支える先端
技術活用推進報告最終まとめを公表しており
ます。この中で、ICT機器の効果的活用は業務
の効率化につながり、学校の働き方改革にも資
するものであるというふうにされております。

先ほど申しあげました県教育委員会が策定を
しました働き方改革の取り組みの手引の中でも、
自治体の予算措置により教員の働き方改革に改
善が見られた事例の1つとして、校務支援シス
テム、それから一斉メールシステムの導入など、
ICT機器の効果的活用が挙げられております。

これらを受けまして、本市におきましても学
校における業務の効率化を図るために、今年度
全ての学校に校務支援システムを導入しており
ます。これによってさまざまな情報の一元管理
ができるようになり、名簿情報の管理、出欠席
情報管理、成績処理、通知表作成、指導要領作
成などの業務をこのシステムで行っております。
既に導入済みであります学校保健総合管理シス
テムとも連動して、さまざまな情報を教員間で
共有することにより、きめ細かい指導ができる
ようになるというふうに考えているところで
あります。

また、ICT支援員を配置しまして、プログ
ラミング学習やタブレット活用に係る授業の支
援、各学校のホームページ作成や更新の作業、
パソコン等のメンテナンス、環境設定など、さ
まざまな業務支援を行っているところでござ
います。

小学校におきましては来年度から新学習指導
要領全面実施への対応が求められて教員の負担
がふえるということが先ほど御指摘あったとお
り、そういうことが予想されるのではないかな
と思います。

教育委員会としましては教員の負担軽減を図
るために、ICT機器の活用はもちろんであり
ますけれども、さまざまな業務の見直しあるい

は簡素化を検討しながら、働き方改革を推進し
てまいりたいというふうに考えているところで
ございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

非常にいいキーワードが出てきましたね。自
治体の予算措置でこういったものが効果が上が
るといってございましたので、私はやはり
子供が起きている時間で一番長い時間を過ごす
のは学校であり、一番接する時間が長いのは先
生です。私は親としての責任を押しつけるつも
りはありませんけれども、これは変えようのな
い事実でございます。なので、学校環境とか先
生方はやはり子供への影響が大きいものと思っ
ておりますし、未来を担う子供たちが集まって
いるということは、言いかえれば寒河江の未来
も学校環境や先生方の影響が大きいと私は思
います。

先ほどあったとおり自治体の予算措置とい
うものが必要にはなりますが、ICTの活用とか
で省力化、効率化できるのであれば、言いか
えれば予算で先生たちの労働時間が改善される
のであれば、他の自治体に先駆けてでも積極的
に導入していくべきと考えますが、いかがでし
ょうか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげましたように、
校務支援ソフトというものはいろいろなところ
で必要性が言われていますし、学校からもそう
いった求めがありまして、今年度導入すること
になりましたし、さまざま必要なこと、学校か
ら要望が出ておりますので、そういったことに
真摯に耳を傾けながら、そして子供たちのため
にどういったことができるのかということ、
予算が必要であれば教育委員会としてもいろ
いろ考えて要望していきたいというふうに考
えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

もう今回の質問に関しては答弁者、教育長とお願いしておったんで、本来は予算に関することなので市長かもしれませんけれども、ぜひそういうことでございますので、子供たちのためにもそういったところで省力化できるのであればぜひそういった予算を前向きにとっていただきたいなと思います。

私はこの議会の中では若いほうでございますので、今今の問題もさることながら、やはり長期展望に立った話というものを私たち若い世代が特に頑張っていかななくてはならないと感じております。寒河江公園の維持管理にしても新学習指導要領による学校の環境づくりにしても、10年後、20年後、その先をも考えて、ことしが、今が大事、今始めなければならぬと思ひまして今回一般質問をさせていただきました。

これにて私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

安孫子義徳議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号25番、26番について、4番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員 令和元年最後の定例議会に当たり、市民の代表として質問できますことに感謝いたします。

12月に入り一段と寒さも厳しくなってきました。6日には最上地方を中心に大雪になり、大蔵村ではこの時期には珍しく1メートル13センチの積雪を観測しました。暖冬という予測もありますが、いよいよ除雪の季節がやってきました。除雪や排雪など毎年のことではありますが、安全・安心な市民生活を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、先日、還暦の年祝いということで中学校の同窓会に出席してきました。恩師の先生にも3名お越しいたいただき、高齢にもかかわらずか

くしゃくとしたお姿で、還暦を迎えた私たちにさまざまな角度から人生の機微を話してくれました。

そのような中、懇親会の企画として同窓会の中に精神科の名医がいるということで、川勝先生の認知症についての講演をお聞きしました。

認知症に対する研究はかなり進んでいるようですが、まだ完治できるまでは至っていないとのこと。年をとることは誰もが経験していくことですが、恩師の先生のように元気でられる方ばかりとは限りません。そこで、一人でも多くの市民の方に健康で長生きしていただくため、また、認知症を患った場合にも安心して暮らせる優しい寒河江市であってほしいと思い、質問いたします。

通告番号25、高齢者の認知症対策について。

今、高齢者が元気で長生きされる人生100年時代を迎えております。その一方、高齢者が増加することにより認知症を患う方も増加傾向にあります。認知症の高齢者は2011年には約460万人でしたが、25年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者になることから、大幅に増加し700万人に達するとの推計がされています。

政府や地方自治体は、医療や介護の専門家、地域の人々と連携し、認知症高齢者がどうすれば地域の中で暮らしやすい体制を構築できるか、早急な対策が求められています。

政府は2015年に総合戦略新オレンジプランを打ち出し、ひとり暮らしの高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護など、地域での見守り体制を強化する対策をまとめました。

認知症については、正しく理解し、認知症の疑いのある高齢者を支援する初期集中支援チーム、認知症の人や家族を支える認知症サポーター、自宅にこもりがちな認知症高齢者や家族が安心して集える認知症カフェなどの活動が全国に広がっています。

本市でも認知症についての知識の普及促進の

一環として、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を行ってきました。本市では、認知症サポーター養成講座の受講者数の目標を1万人として、企業や地域住民と連携強化による見守り支援活動の促進などに力を入れてきたと思います。

本市における認知症の高齢者の数と今後の推計はどのように考えているのか、さらに高齢化が進む現状において認知症予防に向けた対策も重要になってきますが、今後どのような取り組みを実践しているのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員から高齢者の認知症対策について御質問いただきましたが、御案内のとおり全国的に超高齢社会というふうに言われております。寒河江市におきましても高齢化率が年々上昇しております、ことしの3月末現在では31.1%ということになっております。

そういうことから、認知症になられる方も増加しているものと思っております。思っておりますが、寒河江市の認知症高齢者数、実数はどうかという御質問でありますけれども、医師のほうから認知症の診断を受けた方だけでなく、受診されない未受診の潜在的な方というのもいらっしゃるということでもありますので、全数を把握するというのはなかなか難しい状況であります。

それで、ことしの6月に国より示された認知症対策推進大綱というものがありますが、それでは予防と共生を車の両輪として進めていくということを基本理念にしているわけですが、その中では平成30年では高齢者の約7人に1人が認知症と推計しているというふうに言われております。

寒河江市の高齢者数、現在、ことしの3月31日現在では1万2,808人ということですから、ここから推計をすると約1,800人の方が

認知症というふうには推測をされます。そして、これからますます高齢者の人口がふえていくということで、2025年、令和7年では高齢者数が1万3,152人というふうには推計をされておりますので、その時点では2,000人を超えるものというふうには推測をされているところでもあります。

そういった認知症の方々がふえていくということを踏まえてさまざまな対策をしていかなければならないというふうには考えておりますし、先ほど申しあげました国の推進大綱の中で予防と共生というふうなことを理念としておりますので、それに沿った形で寒河江市のほうも進めているところでもあります。

認知症の予防に関しましては、現在実施しております認知症予防教室のさらなる充実、それからいきいき100歳体操、それから高齢者ふれあい元気サロンなどの実施箇所をさらに拡大をしていくということを考えております。やはり社会参加を促して社会的な孤立の解消をしていく、そういうことを進めていくということに考えております。

それから、やはり身近にできる運動を推進をしていく、運動不足を改善をしていく、そして、それに伴って糖尿病でありますとか高血圧症などの生活習慣病を予防していくということが必要でありますので、そういったことは認知症の発症をおくらせる可能性が示唆されておりますから、そういう保健事業あるいは介護予防事業などと一体的な事業としてさらに展開をしていかなければならないというふうには考えております。

また、共生、ともに生きる共生の分野に関しましては、御指摘のとおりこれまでの認知症サポーターの養成ということについて一層力を入れていきたいというふうに思います。今は5,000人台でありますけれども、やはり目標は1万人でありますから、1万人の目標達成に努力をしていく必要があるということでもあります。

そして、市民の皆さんが協力をしながら、そして認知症を正しく理解をして、地域で見守る共生社会というものを実現していければというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** ありがとうございます。

今、市長から御答弁いただきましたけれども、潜在的な認知症患者を含めると2,000人。私ちょっとこの数を把握していなかったのも、ちょっとこの市においてはびっくりするような人数なのかなと思っております。

先ほど御答弁いただきましたが、認知症サポーターの養成、あとサポート体制など強化もしていただいておりますが、先ほど認知症サポーターの数を今5,600人ぐらいですか、いると思うんですけども、高齢者が徐々にふえていく、若い世代の方がだんだん減っている。ということは、認知症をサポートするこの幅がある。認知症サポーターだけではなかなかこの認知症に対してのサポートもうまくいかないのかなと思います。

今、認知症の方のひとり歩き、また徘徊への声かけ、「どさ、いぐなやっす」など、積極的に取り組んでいただいておりますが、一見して必ずしもサポーターの方が認知症の方のひとり歩きと判断できないときもあると思われま。

警察庁によると、認知症やその疑いで行方不明になった人は、統計をとり始めた2012年の9,607人からふえ始め、2018年には1万6,927人と、6年連続増加している状況にあります。発見まで日数がかかると亡くなるリスクが高まり、認知症高齢者が行方不明になる場合の対応は地方自治体にとって大きな課題となっていると思っております。

本市においても認知症高齢者が行方不明になってしまった場合の対策について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきます認知症高齢

者が行方不明になったときの具体的な対策などについて、高齢者支援課長から具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 鈴木高齢者支援課長。

○**鈴木 隆高齢者支援課長** お答えいたします。

認知症の方の行方不明に対する対策については、平成25年度に県内では先駆けとなる「さがえ無事帰る支援事業」として、徘徊の心配のある認知症等の方を事前に登録する事業を整備しており、現在124名の方が登録しております。この事業は県警と地域包括支援センターが連携し、行方不明者の手配など早期発見に向けた取り組みを行うやまがた110ネットワークと連動して行っております。

また、地域住民による見守り活動を充実させていくことが重要であると考えており、徘徊事例を想定した声かけ訓練を実施しております。ことしはより地域密着型の見守り体制を構築するために、10月に醍醐地区におきまして約60名の参加者を得て、地区の防犯協会及び警察等と連携し実施しております。

行方不明者の状況につきましては、寒河江警察署調べによりますと平成30年の西村山管内の行方不明届け出件数は5件、保護件数は23件で、「さがえ無事帰る支援事業」の取り組みを始めたころと比較すると大幅に減少しており、本事業と声かけ訓練などにより地域全体のネットワーク力が高まっていることが一因であると考えております。

○**柏倉信一議長** 安孫子議員。

○**安孫子義徳議員** 本市においてはそういう取り組みが行方不明者の発見、またそういう助けになっているというふうな感じに聞こえましたけれども、私はやはり先ほど市長の御答弁の中に認知症患者がまずふえているんだという話を伺って、やはり先ほども申しましたけれども、それだけの取り組みではなかなか厳しいものがあるんじゃないかということで次の質問に移らせ

ていただきます。

GPS活用による認知症高齢者の見守りの対策についてです。

まず初めに、群馬県の取り組みについて紹介させていただきます。

2015年9月から早期発見のために群馬県の各自治体と協定を締結し、17年3月までに群馬県内全15の警察と35の自治体で体制を整え、同意、登録した高齢者の顔写真や体格、自転車の防犯登録、手押し車の写真などの情報を共有しています。認知症患者を自宅に閉じ込めるのではなく、散歩もしてもらい、いざというときは社会で捜す仕組みをつくる。積極的に取り組んでいます。

群馬県警によると、道に迷うおそれのある認知症の人に全地球測位システム、以下GPSと言います。この機器を貸し出す取り組みが功を奏し行方不明者が大幅に減少し、警察などに届ける前に見つけるケースがふえました。

群馬県高崎市は2015年10月から「はいかい高齢者救援システム」を運用し、GPSを貸し出して効果を上げています。貸し出した実働件数の中で行方不明届の出された全件で保護につながり、約9割が1時間以内に発見となっております。

方法は、GPSを靴に仕込んで、あとはベルトにつけるお守り袋に入れるなどの方法があります。そのうち靴がほぼ半数です。GPSは無料ですが、靴は7,000円ほどかかるそうです。

認知症高齢者を外出させないようにすることなく、行方不明になればすぐに見つけられる仕組みを構築しました。見守りセンターでは行方不明者の位置確認連絡を受けると、GPS衛星からの情報を検索し位置情報を確認して連絡する仕組みとなっています。

近隣自治体では朝日町が徘徊高齢者家族支援事業ということで、機器の購入代金及び登録手数料8,000円を上限に助成を行っているようで

す。

私はGPSを活用した行方不明者の早期発見に向けた取り組みは、今後の高齢社会において不可欠になってくると思います。本市においてこのGPS導入補助などの支援策についてどう取り組んでいくのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員御指摘のように、先ほど御答弁申しあげましたが、2025年には大体認知症の方が2,000人ぐらいになるのではないかと。推測ですけれども。それを確かにサポーターをさらに養成してふやして1万人にしたときに、1万人の方で2,000人の人を仮に、机の上での議論ですけれども、捜していくということになると、5人で1人を捜すというようなことに計算上はなるわけです。そういう意味では、なかなか1万人にサポーターを増勢をしたとしても、おっしゃるように大変厳しいところがあるのかなというふうにも思います。

そういう意味で、今御提案あったGPS機器の活用については正確な位置情報がわかるわけでありますから、行方不明者の早期発見につながるというふうに思います。有効な方法ではないかなというふうに思います。

お聞きをすると、そのGPSの機器を認知症高齢者の方に確実に身につけていただくというのが一工夫要るんだと、こういうふうなことで、ですから靴などが一番有効だというのはそういう、多いというのはそういう理由かなというふうに思いますし、また、家族の方々の協力が不可欠なのではないかというふうに思います。

御指摘のように県内でも昨年度時点でGPS機器の利用に対する助成制度を実施している市町村というのは7市町あると、村山市、東根市、朝日町、大江町、舟形町、高島町、三川町と、こういうことで7つの市町があるということは承知しております。

いろいろ実態も聞くとなかなか補助制度が活

用がうまく図られていないというような実情も聞きますので、その辺のところはもう少し詳しく聞いて、どういう原因なのかということも聞いていかなければならないというふうに思っております。

寒河江市としては県警とも十分連絡をとりながら、今、寒河江「無事かえる」事業というものを進めているところでありますので、そういう事業をさらに普及をして見守り体制を構築していくということを一層進めていかなければならないというふうに考えております。

ただ、おっしゃるように認知症高齢者の方を抱える御家族などの不安解消とか、さらに見守り支援の観点から、御提案のGPSの活用、さらには添付式QRコードなどによって発見することができるような方法なども聞いておりますので、そういったさまざまな手段があるというふうにも聞いておりますから、そういったところもさらに情報収集を一層進めて認知症高齢者の見守り対策をさらに充実をしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今の答弁は前向きだったのかなど。前向きでないような発言かなど。やっていただけるのか、それとも今からまだ考えていくのかという答弁に受けとめました。

本市では急発進防止装置などの補助金も、これは国でようやく動いたようです。こういうものをいち早くやる本市でありますので、このGPSも早く取り込んでいただければ、先ほども本当に、これ何回も言いますが、どんどん高齢者がふえていく、これに対して割合的に言う認知症もふえていくという心配な点もありますので、このGPS導入というものもお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、市長もQRコードということでお話しいただきましたけれども、QRコードというのは、認知症患者の爪、親指とかの爪にQRコードを

張り、その人の身分というのは当然わからないわけですから、このQRコードにスマートフォンのQRコードのアプリをかざしていただければ当局の電話番号、あと登録した番号、もちろんその人の家の名前とかうちの住所とか、そういうものは出ないわけですから、QRコードなんかもここに張って、これきっと3日、4日ぐらいもつという話でした。そういうQRコードとかも今から考えていってもらえればなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、通告番号26、小中学校における携帯電話の持ち込みについて。小中学校における安全確保という観点から携帯電話の持ち込みについて御質問いたします。

小中学校における携帯電話の取り扱いをめぐっては、2008年に文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して方針を明確にするように通知されています。その後、2009年に出された文科省の通知では、学校における教育活動に直接関係ないものとして、小中学校での持ち込みを原則禁止とした経緯があります。

しかし、ことし2月、当時の文科省大臣が小中学校へ携帯電話、スマートフォンを持ち込むことを原則禁止とした2009年の文科省通知を見直すことを明らかにしました。

所持率が上がったことや緊急時に連絡がとれないことを不安に思う保護者が、これは2018年6月に最大震度6弱を記録した大阪北部地震が発生し、高槻市内の女子児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなる被害があり、地震の発生は子供たちの朝の通学である午前7時58分ごろで、子供の早期な発見の確認がしたくてもできなかったことから、特別な事情がある子供に限らず必要であれば携帯電話やスマートフォンを持って登校できるようにしてほしいとの意見が出されたことがきっかけで、通知の緩和を含め検討するとのことでした。

災害が各地で多発している現状において、通

学時間帯などにすぐに連絡や確認がとれない場所に子供がいた場合、保護者からすれば不安でたまらないものではないでしょうか。

現在、子供用携帯電話で保護者など特定の相手にしか通話やメールができない機能を持った安価な携帯電話も発売されています。

小中学校への携帯電話の持ち込み禁止に対する見直しに関しては課題も多いこととは思いますが、本市の子供の安全確保という対策の観点から小中学校への携帯電話を持ち込むことを検討していくべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 小中学校における安全対策という観点からの学校への携帯電話、スマートフォンの持ち込みということでございますが、現在の状況でありますけれども、毎年県の教育委員会が実施している定期調査というものがございます。校内への携帯電話、スマートフォンの持ち込みについてという調査がございます。

今年度は市内小中学校において学校への持ち込みを禁止しているという学校が12校、特に指導はしていないというのが小学校に1校ありますので、市内全ての小中学校においては携帯電話は持ち込まれていないという状況でございます。

一方、情報化社会が進展する中で、携帯電話、スマートフォンは児童生徒の生活に急速に普及しているというのが現状でありまして、これも2018年3月の内閣府の調査では、全国の小中学校の携帯電話、スマートフォンの所有率は小学生が55.5%、中学生が66.7%ということになっております。

寒河江市においても今年度、これを毎年行っている県教育委員会の定期調査であります、小学生では26.1%、中学生では62.2%の所有率ということで、この所有率は年々増加をしてくているというような状況にあります。

こういう状況にありますので、議員御指摘のように携帯電話、スマートフォンの小中学校への持ち込みについての議論というものは避けて通れないものになっていくのではないかというふうには考えております。

これも議員から御指摘がありましたけれども、登下校中の児童生徒が地震等の災害発生に遭ったり犯罪被害に遭う事案が発生していることから、文部科学省が5月31日に2009年に通知した小中学校においては持ち込み原則禁止という携帯電話の取り扱いの方針を見直して、登下校中の児童生徒の安全確保のために携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みについて検討するために有識者会議というものをスタートさせております。

この有識者会議では児童生徒の安全対策面だけではなくて、もちろん安全対策面から必要なのではないかという議論もそうありますけれども、教育活動への影響、先ほども議員から御指摘ありましたけれども、教育活動への影響あるいは管理のあり方、学校や保護者の負担なども含めて議論を進めているというふうにお聞きしています。方向性としては学校への携帯電話持ち込み解禁に向けた検討になっていくのかなというふうに思っております。

ただ、この会議に参加した委員からも、機器が紛失した場合の対応あるいは責任の所在、ゲームや歩きスマホなどへの対処、依存症や電磁波問題への懸念など、解禁した場合の具体的な課題についても示されております。

学校で最優先に考えなければならないのは何をおいても子供たちの安全確保でありますので、教育委員会としましても引き続き警察等の関係機関との連携を一層強化して、通学路の点検あるいは見守りボランティア、PTAの街頭指導など、地域、保護者の方々の協力を得ながら登下校の安全確保には努めてまいりたいというふうに思います。

同時に安全確保対策としての携帯電話、スマートフォン在校内への持ち込みについては、先ほど申しあげました有識者会議での議論やそれを受けての県の動向などを注視していきたいなというふうに思いますし、必要性あるいは解禁した場合の課題、こういったものの対応についても、学校あるいは保護者の方としっかりと議論をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今、教育長からもありました、本当に難しい問題であります。このスマートフォンの取り扱いについては。高校などでは持っていてもいいけれども学校に行ったらそういうボックスなんかで預けると。でも、やはりおっしやったとおり壊した場合誰が責任をとるのか、それを小中学校なんかで求めていいのかという話もあります。

しかし、私はここ何年か後にこのスマートフォンはもう学校に持っていくのが当たり前の時代が来るのではないかなと思っています。そんなときにはやはりしっかりとしたルールづくり、マニュアルづくり、保護者、PTA、また地域の皆様といろいろ話をさせていただき、地域、学校ともにルールづくりをしていただければなど、これは要望です。要望ということで今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

阿部 清議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号27番、28番について、16番阿部 清議員。

○阿部 清議員 今12月定例会最後の一般質問になりました。よろしくお願ひしたいと思います。

今回は12名の議員の一般質問ということで、非常に有意義な一般質問になっていると思っております。

通告番号27番、新たな姉妹都市像について一般質問をさせていただきます。台湾斗南鎮との姉妹都市締結について伺います。

斗南鎮長が本市を訪れたのが11月1日でありますから、日にちはまだたっておりませんが、鉄は熱いうちに打てと言われますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

平成29年12月定例会で一般質問をいたしました。佐藤市長からは以下のような答弁をいただきました。斗南鎮長から二度にわたって姉妹都市締結について話があったということは大変ありがたい。思いを十分受けとめたい。姉妹都市締結に当たっては市民の盛り上がりと理解が大変重要である。議会の皆さんの意見を踏まえながら判断をしていく。今後も交流を積み重ねていくことによりいい結果に結びつくこと非常に前向きな答弁をいただきました。

それ以降、平成30年11月に斗南鎮長選挙があり、新しく沈鎮長が就任いたしました。寒河江市との交流継続や姉妹都市の思いが変わらない思いから、鎮長の友人である斗南ロータリークラブ会長がことし2月に本市を訪問時、佐藤市長に鎮長の親書を手渡ししております。そして、本年5月、安藤商工会会長が斗南訪問時に佐藤市長の親書を沈鎮長に届けておられます。

それを受けまして、令和元年11月1日、台湾斗南沈鎮長が奥様外10名で寒河江市を表敬訪問いたしました。寒河江市も佐藤市長を初め、職員一同、熱烈歓迎をいたしております。

沈鎮長は挨拶で姉妹都市になれるようさまざまな取り組みを進めていきたいとして、佐藤市長も姉妹都市に向かっているのではないかと話され、寒河江市で開催している自転車レースやマラソンなどのスポーツイベントでの参加を提案されました。沈鎮長も斗南を訪れ斗南の農産物を食べてほしいと話をされ、和やかなひとときを過ごしたようでありました。

このような状況を見ていると、友好都市に

つなげることに妨げるものはないと思っております。この姉妹都市締結についてもウイン・ウインの関係にあると言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。斗南鎮の沈鎮長は本市との姉妹都市締結に大変前向きであります。来年にでも佐藤市長が台湾斗南鎮に出向き、本市で開催しているスポーツイベント参加を要請してはいかがでしょうか。そのときに姉妹都市締結を結ぶことについて考えを伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から台湾斗南鎮との姉妹都市締結ということで御質問をいただきましたが、まず台湾に関してはこれまで寒河江市としてはさくらんぼのトップセールス、それから輸出のプロモーションなどを行ってきましたし、さらには観光誘客事業ということで現地のメディアを招聘したり、また、台北市で開催された日本東北6県感謝祭などへ参加をしたりして取り組んできている。さくらんぼのセールスと観光誘客ということで取り組んできたこれまでの経過があります。

また、山形県においてもインバウンドの対象として台湾ということを経済戦略の重要地域というふうに位置づけて、トップセールス、チャーター便の運航などに取り組んできていただいている状況であります。

一方、御案内のとおり寒河江ロータリークラブの皆さんは、斗南ロータリークラブと姉妹クラブということで長年にわたって交流、友好活動を展開してきていただいております。そういった中で、交換留学生の受け入れでありますとか、さまざまな事業を展開され、本市の国際交流の取り組みに大きく貢献をしていただいております。大変我々も感謝を申しあげているところであります。

先ほど御質問の中で経過がありました。先月新たに就任された鎮長さん、沈暉勛鎮長氏を

初めとして斗南ロータリークラブの皆さんから寒河江市を御訪問いただきました。

斗南鎮というのは人口が約4万5,000人です。農業が主力産業となっているわけでありまして、そういう意味では我が寒河江市との共通点が多々あるというふうに理解をしているところであります。

鎮長さんが訪れていろいろな話をさせていただきましたが、先ほど阿部議員からもありましたが、さまざまな分野における交流について御提案がありまして、特に台湾は世界最大の自転車メーカーがある、そういう意味で自転車の産業国、自転車産業の国であります。そういうことから、サイクルスポーツイベントの交流などが大いに可能性としてあるというふうに話が出されて、今後お互いに検討していくということにさせていただきたいというふうに思っているところであります。

また、新鎮長さんより姉妹都市交流についてもぜひにというお話がありました。大変我々としては重く受けとめ、検討させていただきたいというふうに思っております。

私は友好交流の促進に当たってはやはり市民相互の幅広い分野での交流が基本だというふうに理解しておりますので、国際情勢あるいは経済状況なども見きわめつつ、今後さらにさまざまな分野での市民レベルでの交流、それから対話を重ねていきたいというふうに思っております。

そうした取り組みの積み重ねによっておのずと市民の皆さんの理解を得て、また、議員各位の賛同をいただける、そういう結果につながっていくんだというふうに思っているところでありますので、今回の訪問に鎮長さんの御提案などを十分受けとめさせていただいて前に進めていければというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

台湾が自転車産業国であるというのは私も知りませんでした。ただ、市長のほうからはこれからも台湾との姉妹都市に向かって頑張っていきたいということですが、我々ロータリークラブも、来年の3月に寒河江市のほうから中学生14名が台湾斗南のほうに行きまして短期交換事業をやっていく予定をしております。

また、その次の年、再来年の1月には斗南のほうから14名のやはり中学生を寒河江市にお招きをして短期交流事業を進めていきたいということで、市民レベルでの事業を少しずつ拡張しながら頑張る斗南との姉妹都市が締結できるように頑張っていきたいなと思っているところでありますが、今までも斗南とは28年ぐらいつき合いの中で徐々に本市とのかかわりも深くなってきているなという流れの中で、今までさまざまかかわってきた市民の皆さんもそろそろ機も熟してきたのかなという話も出ておりますので、少しでも早い姉妹都市としての締結をよろしくお願ひしたいなと思っているところであります。

続きまして、通告28番、文化財保存について伺いたいと思います。

文化財の一般質問を行います。11月5日の市報市史編さんだよりに「守ろう日田の波除け地蔵」が掲載されました。この問題につきましては私の地元でありますので余りにも表面には出たくはないところではありますが、やはり文化財の継続ということで、こういうこともあったということで一例を出させていただきながら答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

文化財を末永く保存していくためにも、この一般質問に対しての御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

日田の波除け地蔵尊はおよそ170年前に寄進されたものであります。最上川の傍らの低平な台地を開拓して集落を形成した日田地区は洪水の常襲村落で、村内を舟で往来しなければなら

ない年もあり、洪水を防ぎながら安全な暮らしを守るために波除け地蔵尊を段丘の先端に建立したと掲載されておりました。その後、地蔵尊は今まであった場所に移され、建立された波除け地蔵堂、通称地蔵様であります。

平成31年3月下旬に行われた町会の総会時に地蔵様の持ち主から取り壊しについて提案がありました。内容は、個人で管理している波除け地蔵堂を周りに迷惑がかかる前に取り壊したい、そのような話でありました。世話人の高齢化、世代交代が進んでいないことや建物の老朽化等もあり、周りの住民に迷惑がかかる前に自分のできるときに壊してきれいにしたいとのことであります。このまま地蔵様を引き継ぐ人があれば残したいとのことでもありましたが、名乗り出る人はおりませんでした。

個人の意見としましては、今まで家内安全、交通安全、子宝などの守り神として長年地域の地蔵様として地域を守ってきたのだから何とかならないのか、建物は壊して石仏は端のほうにまとめて安置できないのかななどの話は出ましたが、明確な判断ができませんでした。

波除け地蔵尊の存続については市のほうにも話を伺い、波除け地蔵堂と土地を市に寄贈したい旨の話はしましたが、市としては引き受けることはできない、市指定にもなっていないとの理由で妙案もなく、個人の持ち物として9月の取り壊しに至った経緯があります。

現在は、取り壊し前に最上川の洪水の歴史を語る文化財として寒河江市の歴史に残さなければならないと、波除け地蔵尊と外十数体の石仏は高音寺の共同墓地に運ばれています。

なくなっていたかもしれない物件ですが、そのことを踏まえ市内の文化財の保存について伺います。

(1) 市内の指定文化財等の状況について。

ア、指定・登録文化財の件数について伺います。本市にある国、県、市指定ごとに有形、無

形、史跡名勝等の件数について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 日田の波除け地蔵尊など地域に残る文化財をどのようにしていけば保存継承していくことができるかという御質問でありますけれども、まず文化財の件数ということであり、文化財の体系として大きく分類をしますと、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、そして史跡名勝等を含む記念物という種別がございます。

また、文化財保護の観点から制度として分類をいたしますと、特に重要で保存の必要なものを国や県、市町村が指定し、強い規制と手厚い保護を行うという指定文化財と、こういったカテゴリー、それから、指定文化財以外で届け出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる登録有形文化財と、こういったカテゴリーがあるようでございます。

御質問の文化財の点数でございますが、指定文化財と登録有形文化財を国、県、市ごとにまとめた件数でお答えをいたします。

現在、寒河江市にある文化財で国指定文化財でございますが、本山慈恩寺本堂や慈恩寺旧境内など8件ございます。県の指定文化財でございますが、旧西村山郡役所や平塩舞楽など38件でございます。それから、市指定文化財につきましては、本山慈恩寺阿弥陀堂、それから幸生田植え踊りなど149件というふうになっております。

このほか国登録有形文化財として寒河江市役所庁舎がありますけれども、これを含めて3件でございます。

でありますから、指定、登録合わせた総数は198件ということになっております。

参考までに、現在県内において国、県、市町村指定及び国登録文化財につきましては、100件を超える件数を有する市町村というものが10

の市と町がございまして、寒河江市は鶴岡、酒田、山形市に次いで4番目に件数が多いというふうな状況でございます。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

198件ということで非常に多い数だと思っておりますが、その国、県、市指定になった場合には厳しい規制、それから手厚い保護ということで、この文化財に対してはこれからも残っていくのかなと思います。

続いて、指定、登録されていない文化財の管理について伺いたいと思います。

波除け地蔵なども同じように指定されておられません、地域の歴史を伝える文化財を守るにはどのような方法があるのか。管理者が不在となってしまった事例や市としての援助等について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在、文化財の保護を取り巻く状況というものは、全国的に過疎化、少子高齢化、社会状況の変化等を背景にしまして、地域の貴重な文化財の滅失、散逸等の防止というものが課題になっております。

国ではこれらの状況を危惧して、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域全体で支え次世代へ継承していくために改正文化財保護法をことし4月に施行しております。

これを受けまして、本市といたしましても今年度より歴史文化振興検討委員会というものを立ち上げて、本格的に寒河江市文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいるところであります。

御質問の指定、登録されている文化財の所有者が不在になって管理ができなくなった場合の指定解除、市への移管ということでございますけれども、市が指定している有形文化財につきましては、文化財が市外へ移された場合や滅失してしまった場合については指定から解除され

るといふことになります。また、指定文化財を市へ移管したいという場合につきましては、寄附などにより市で受け入れを行っております。

また、未指定あるいは未登録の文化財につきましては、住民の皆様様の御理解あるいは行政の支援を受けることが難しいということから、恒常的に管理していくことはより困難な状況にあるというふうを考えております。

これらの文化財を守り続けていくためには、地域の方から文化財の価値を正しく理解していただき、歴史を伝える宝として、所有者のみならず地域全体で文化財を継承していくということが重要であるのではないかなというふうを考えております。

これまで指定、登録されていない文化財で管理者が不在になってしまった事例ということについてでございますが、現在のところそのような事例は把握しておりません。

未指定等の文化財につきましては、今後文化財保存活用地域計画を策定していく中でさらに調査を進めていく予定でございます。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今、教育長のほうから指定、登録されていない文化財の管理について伺いました。

市指定などになっていた場合には、もしいなくなつた場合には移管とか、それから市としての寄附の受け入れ等もあるようですが、未登録の場合はなかなか難しい。地域としてその文化財の継承をお願いしていくというような話でありました。

波除け地蔵の場合は何も登録なつていなかったということで、また後で質問のほうになると思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

ウの継承に向けた取り組みについて伺います。

管理費の助成、後継者育成、無形文化財も含まれますが、その取り組み、歴史的価値の理解促

進に向けた取り組みなど、どのような策をとっていただけるのか。特に地域の人にその文化財を守っていく意義づけをしていくにはどうしたらいいのか伺いたしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 先ほどの未指定等の文化財の支援につきましても一言つけ加えさせていただきますけれども、未指定の文化財の支援としましては、市として寒河江市の歴史文化ふるさと回帰事業という補助制度がございまして、歴史、伝統、文化、生活等に係る活動や事業について5万円以上の事業費に対して3分の2以内の補助という補助事業であります。このような事業がございまして、多くの方に御利用、御活用していただきたいというふうを考えているところであります。

また、市としましても文化財の適切な管理をしていただくための支援とか助言にも努めてまいりたいというふうに思っております。

さて、継承に向けた取り組みというただいまの御質問についてでございますけれども、市指定文化財については市の指定文化財保護育成事業費補助金というものがございまして、管理、修理、伝承活動への支援というものをしております。

国、県の指定、登録の文化財につきましては、国、それから県の補助事業というものがありませんので、この事業を活用することができます。

文化財の歴史的価値の理解促進ということについてでございますが、市の取り組みとしましては寒河江市史の発刊、それから先ほども議員からお話がございましたが、市報の市史編さんだよりの掲載、それから、生涯学習出前講座による歴史講座、郷土館特別展、埋蔵文化財フェアなどの開催など、市民の皆様様に随時市の歴史情報の提供を行っているところであります。

その他行政以外からの支援を得る方法としましては、先日も話題になっておりましたけれど

も、寒河江市から出土して山形大学附属博物館が所蔵する結髪型土偶の修理などにこの手法が用いられておりましたが、クラウドファンディングという手法などもございますので、今後とも時勢に応じた適切な文化財保護活動の推進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 質問の中でちょっと抜けたところがありますのでそのまま続けさせていただきます。

(3)の自然災害伝承碑について伺いたいと思います。

国土地理院では昨年7月の西日本豪雨災害や相次ぐ大規模災害を受け、2019年度から全国の地方公共団体と連携して自然災害伝承碑の情報収集を始めました。

自然災害伝承碑とは、過去に起きた津波、洪水、火山災害、土砂災害等の情報を伝えるモニユメントのことであり、国土地理院では集めた情報をもとにことし6月から地図記号を新たに作成し、順次地理院地図に掲載を始めていますと伺います。

波除け地蔵尊については、場所は移動しましたが、日田に住んだ人々の最上川洪水を防ごうという祈りが込められた象徴的存在であります。

寒河江市内にはほかにも自然災害伝承碑と言えるものがあるのでしょうか。また、調査はしているのでしょうか。市民に過去の災害史を伝え今後の防災意識向上に活用していければと思いますが、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 自然災害伝承碑というものにつきましては、議員御指摘のとおり過去に起きた自然災害等の情報を伝えるモニユメントであり、被害を受けた先人たちが後世の子孫に当時の様子や教訓を伝えるためのメッセージでもあります。

本市には現在国土地理院の地図に掲載されている自然災害伝承碑はございませんが、それに類するものとしましては、水除け信仰の対象である波除け地蔵のほかには島地区の最上川堤防上の法華供養塔と下高屋から光明寺に移された法華供養塔があり、2つとも洪水の起こった場所に築かれたものというふうに伝えられております。これら石像文化財につきましては、これまでも市の歴史文化活動推進員の協力のもと継続して調査を行っており、平成28年度の郷土館特別展などでその調査結果の成果について公開してまいりました。

教育委員会としましては、議員より御提案いただいたように、市内の歴史遺産から市民の防災意識の向上につながるよう、今後とも過去の洪水、土砂災害などを知ることができるような石碑等の把握に努め、情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今、教育長の話であれば波除け地蔵、それから島、高屋のほうに洪水災害の神社があるということでありましたが、今回波除け地蔵さんは市史編纂専門員の御協力によりまして残ることができましたが、今まで先人が築き上げた生活、その一部としての文化財でありましたが、残念ながら今回移動してしまった状況にもありますので、復活していくことは大変なことでありますが、語り継ぎながら後世に伝えられるような文化財の保存の方法につきましては、今挙げられた3つのうちどこでも構いませんが、記念碑として立てていただいて、寒河江市の最上川の災害というものを後世まで語り継いでいけるような取り組みをよろしくお願いを申しあげまして、一般質問を終わりたいと思いますが、今回最後ということでもっときちっと一般質問をしようと思いましたが、まずなれていないということで紙面とタブレットが思うようにつながりま

せんでした。心からおわびを申しあげまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時57分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。